

新宮町告示第151号

令和7年第4回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年11月20日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和7年12月2日

2 場 所 新宮町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

江口 正明君

片岡 誠治君

温水 眞君

安武久美子君

庵原 伸一君

西 健太郎君

大牟田直人君

横大路政之君

北崎 和博君

牧野真紀子君

上畝地白馬君

松井 和行君

---

○12月2日に応招した議員

全員

---

○12月3日に応招した議員

全員

---

○12月11日に応招した議員

全員

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和7年 第4回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和7年12月2日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和7年12月2日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第94号議案 新宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 第95号議案 新宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 第96号議案 新宮町災害見舞金等支給条例の制定について
- 日程第6 第97号議案 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第98号議案 新宮町職員等の旅費に関する条例の一部改正する条例の制定について
- 日程第8 第99号議案 新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第100号議案 新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第101号議案 新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第102号議案 新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第103号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第104号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第105号議案 令和7年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第106号議案 令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第16	第107号議案	令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第17	第108号議案	令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
日程第18	第109号議案	令和7年度新宮町水道事業会計補正予算について
日程第19	第110号議案	令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
日程第20	第111号議案	令和7年度新宮町一般会計補正予算について
日程第21	第112号議案	工事請負契約の締結について(そびあしんぐう外壁等改修工事)
日程第22	第113号議案	福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定について
日程第23	第114号議案	新宮町農産物直販所の指定管理者の指定について
日程第24	第115号議案	相島観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
日程第25	第116号議案	新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
日程第26	第117号議案	相島災害時援助施設の指定管理者の指定について
日程第27	請願第2号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬改定、及び緊急財政支援措置を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
日程第28	報告第24号	新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
日程第29	報告第25号	例月出納検査結果報告について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期決定について
日程第3	第94号議案 新宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第4	第95号議案 新宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第5	第96号議案 新宮町災害見舞金等支給条例の制定について
日程第6	第97号議案 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第7	第98号議案 新宮町職員等の旅費に関する条例の一部改正する条例の制定について

日程第8	第99号議案	新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	第100号議案	新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	第101号議案	新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第11	第102号議案	新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	第103号議案	新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	第104号議案	新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	第105号議案	令和7年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
日程第15	第106号議案	令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第16	第107号議案	令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第17	第108号議案	令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
日程第18	第109号議案	令和7年度新宮町水道事業会計補正予算について
日程第19	第110号議案	令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
日程第20	第111号議案	令和7年度新宮町一般会計補正予算について
日程第21	第112号議案	工事請負契約の締結について(そびあしんぐう外壁等改修工事)
日程第22	第113号議案	福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定について
日程第23	第114号議案	新宮町農産物直販所の指定管理者の指定について
日程第24	第115号議案	相島観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
日程第25	第116号議案	新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
日程第26	第117号議案	相島災害時援助施設の指定管理者の指定について
日程第27	請願第2号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬改定、及び緊急財政支援措置を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
日程第28	報告第24号	新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
日程第29	報告第25号	例月出納検査結果報告について

---

出席議員（12名）

1番	江口 正明君	2番	片岡 誠治君
3番	温水 眞君	4番	安武久美子君
5番	庵原 伸一君	6番	西 健太郎君
7番	大牟田直人君	8番	横大路政之君
9番	北崎 和博君	10番	牧野真紀子君
11番	上畝地白馬君	12番	松井 和行君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君      議会事務局主幹 …………… 上野 将司君  
議会事務局主査 …………… 須崎 陽平君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	桐島 光昭君	副町長 ……………	財間 輔君
教育長 ……………	小川 隆弘君		
総務課長 ……………	森 和也君	地域協働課長 ……………	安河内正路君
政策経営課課長補佐 ……	今村 三容君	税務課長 ……………	末永富士美君
住民課長 ……………	藤 由香君	健康福祉課長 ……………	尾田 繁男君
子育て支援課長 ……………	山口 望美君	産業振興課長 ……………	森 真二君
環境課長 ……………	片山 勇二君	都市整備課長 ……………	稲光 豊君
上下水道課長 ……………	石丸 洋君	会計管理者 ……………	桐島 聡君
学校教育課長 ……………	桐島 貴幸君	社会教育課長 ……………	井上 和広君
代表監査委員 ……………	井上 正剛君		

---

午前9時30分開会

○議会事務局長(井上 美和君) 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長(松井 和行君) ただいまから、令和7年第4回新宮町議会定例会を開会します。

それでは、配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番北崎和博議員、10番牧野真紀子議員。事故に備えて、11番上畝地白馬議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期決定について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの10日間に決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております会期日程表の通りですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（桐島 光昭君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和7年第4回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、年末のご多用の中、議員の皆様のご出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和7年も残り1か月を切りました。この1年を回顧いたしますと、一番思い起こしますのは今もまだそのつめ跡を残す8月の豪雨災害でございます。なかでも、多くの町民の皆様にご迷惑をお掛けいたしました新宮中央浄化センターの水没による機能停止は、私の行政経験の中でも極めて異例な出来事ございました。国によります災害査定も終了し、ようやく先の見通しが立つようになりましたが、未だに水没した機器類はいつ故障してもおかしくなく、楽観視できない状況は現在も続いております。今後も、完全復旧に向けた取り組みを鋭意進めて参ります。また、10月の大雨におきましても、住宅などで浸水被害が発生いたしております。湊川の改修がなされて以降、これほど大きな水害が起きたことはなく、本年は続けて2回も起きるなど、これまでの想定を超える災害が起こり得るということを改めて認識した次第でございます。今後も、町民の皆様のご生命・財産を守ることを最優先に据

え、市政の運営に努めて参りたいと考えております。本年度は、合併70周年記念イベントを種々予定いたしておりましたが、災害復旧の取組を最優先に実施したことから、8月以降は中止したイベントもあり、多くの皆様にご迷惑をおかけしたことに對しまして、改めてお詫び申し上げます。

さて、本年の国内での出来事を思い起こしますと、7月に執行されました第27回参議院議員通常選挙において、自由民主党、公明党連立政権が大敗し、参議院の与党過半数割れが生じました。それを契機に、昨年10月に発足いたしました石破内閣は、本年10月に高市内閣に移行し、自公連立政権から自由民主党と日本維新の会による連立政権に与党の枠組みが大きく変わるなど、変革の年だと感じております。選挙のたびに新しい政党が勢力を拡大するなど、政局の変化も著しく、今後の国の施策に影響を及ぼす可能性があるため、その動向を注視して参りたいと考えております。また、先月28日には衆議院におきまして、無所属議員3名が自由民主党の会派に加わったことにより、与党の会派が過半数を確保との報道があり、少しは政権の安定が見込めることになったと考えております。また、前年度から続いております令和の米騒動を代表とした物価高は、令和7年になっても国民の生活基盤を脅かす重大な問題と認識いたしております。これらの物価高を受けて、先月21日に閣議決定されました、強い経済を実現する総合経済対策が発表されたことから、その内容につきまして各所管において十分に吟味し、本町に即した事業として生かして参りたいと考えております。

他方、国外に目を向けますと、イスラエル国とハマスが10月に停戦合意したものの、現在も完全な停戦には至っておりません。また、ロシア連邦によるウクライナ侵攻は、現在アメリカ合衆国のトランプ大統領によります和平案が提示されておりますが、3年半以上戦闘が続いている状況でございます。このような状況を鑑みますと、平和の重要性を改めて思い知らされます。経済面におきまして、トランプ大統領が本年2月から矢継ぎ早に発令したいわゆる相互関税により、日本を含む多くの国々で経済的混乱が起きております。さらには、最近では中華人民共和国との緊張が高まり、1日も早い沈静化が望まれております。こういった間接的な世界の動向が、日本にも影響を与えることが多々あることと認識し、これからも注視して参りたいと考えております。

現在、本町におきましては、新宮中央浄化センターなどの災害復旧を最重要施策として進めておりますが、これに加え、防災対策の強化、スマートインターチェンジの誘致、下府地区及び三代地区における土地区画整理事業、新体育館の建設構想、旧新宮東幼稚園の活用、

本庁舎、シーオーレ新宮、そびあしんぐう、各学校施設の改築など、どれも重要な事業がございます。これらを的確に見極めながら、「新宮町を福岡県の至宝に」をスローガンに20年後、30年後も変わらず、私たちの子や孫、未来を生きる世代に責任を持った持続可能なまちづくりを実現するため、今後も議会と行政において十分に議論を尽くし、よりよい新宮町をつくって参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、本日提案しております議案は、条例の制定11件、令和7年度補正予算7件、契約等議案6件の計24議案、また諸報告2件となっております。なお、追加議案等の予定もございますので、ご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

### 日程第3. 第94号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第94号議案、新宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） おはようございます。それでは、第94号議案、新宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを説明させていただきます。

提案の理由といたしましては、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。内容の説明を行います前に、まずこの乳児等通園支援事業について説明をさせていただきます。これは児童福祉法に定める事業でございまして、いわゆる、こども誰でも通園制度と呼ばれているものになります。こども誰でも通園制度は、満3歳未満で保育所等に通っていない子どもと保護者が対象になりまして、保育所、幼稚園、認定子ども園など様々な施設での実施が可能となっておりますが、実施にあたって事業者は市町村の認可を受ける必要がございます。この条例につきましては、この認可を行うために、児童福祉法に基づきまして実施に係る基準について定める条例となっているものでございます。それでは、1ページをお願いいたします。新宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、第1条でこの条例の趣旨、第2条で使用する用語の定義を定めております。第3条におきまして、この基準につきましては、内閣府令の定めるところによるというふうには児童福祉法に定められておりますので、第4条に定め

るもの以外につきましては、基準府令の定めるところによるという定めにしております。第4条で暴力団の排除について定めております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第94号議案は文教生活常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第94号議案は文教生活常任委員会に付託いたします。横大路委員長、よろしく願いいたします。

---

#### 日程第4. 第95号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第95号議案、新宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） 第95号議案、新宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明をいたします。

提案の理由といたしまして、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。こちら内容の説明の前に、乳児等通園支援事業、いわゆる誰でも通園制度における本条例の位置付けについて説明をいたします。子ども・子育て支援法におきまして、令和8年4月1日に新たな給付制度として、乳児等のための支援給付における乳児等支援給付費が創設されます。これは、市町村の認可を受け、認可とは別に給付の支給対象事業者であると市町村の確認を受けた事業者が行うことも誰でも通園制度を利用した保護者に給付を行うものです。簡単に言いますと、子ども誰でも通園制度を行う事業者を認定するのが先ほどの条例ですね。それで、こちらの条例では乳児等支援給付費ということで、それにかかる費用を保護者に対して給付をするのですが、その給付を受けることができる事業者であると町が確認作業をしないといけないというふうに法が定められておりますので、その確認を行うための必要な基

準ということになります。こちらの基準につきましても、子ども・子育て支援法において基準を定めるように規定されておりまして、基準の内容につきましてもは内閣府令の定めるところによるものにするようにというふうに規定をされているというものになります。それでは、1ページをお願いいたします。新宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、第1条におきまして、条例の趣旨、第2条につきまして、使用する用語の定義を定めております。第3条につきましてもは、先ほど申し上げましたように、基準府令による基準により、運営に関する基準を定めるという規定になっております。第4条につきましてもは、暴力団の排除に関する規定となっております。附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 先ほどちょっと伺えばよかったかもしれないんですが、暴力団が関係してるかどうかというの、どのような感じで確認されるんですか。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） これに関しましては、粕屋警察署のほうに確認の作業を行っております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にございますか。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 簡単なんですけど、これ特定乳児ってどういう方ですか。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。お答えいたします。この特定っていうのが、乳児等通園支援事業にかかっている特定でございまして、乳児を特定するものではなくて、給付を受けることができる事業のことを特定とつけているということでございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にありますか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。今の質問と重複する部分があるんですが、似たようなタイトルの条例案なんで、条例自体の位置付け、関係性っていうのは、今説明をそれぞれ94号、95号議案で説明を受けましたけれども、ざっくりとしかわからないんですね。それで、要するに国から省令で出てるんですかね。それに基づいて、それぞれの条例の目的を明確に文章化して出していただけませんか。口頭で聞いても聞き取れないんですよ。意味を理解するために、大変申し訳ないですが今課長が説明した内容のことを、94号、95号議案のそれぞれの目的について端的に大変申し訳ないんですが、文章化して出していただけない

かなという願いをまず1点。それから、95号議案の子ども・子育て支援法の54条の3において準用する同法46条って意味がさっぱりわからないですね。54条の3っていうのは、現実にはないんですよ、今、2までしか。法令WEBで調べても、54条は第2項まではありますけど、3は実際にはないんですよ。これがどういう意味なのか、私もよくわからないので、この説明をお願いします。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。お答えいたします。ご要望の文書で提出するということに関しましては、こちら付託されるようですので、その時によろしいでしょうか。はい。では、その時にお出ししたいと思います。それと先ほどの54条の3につきましては、すでにまだ施行が令和8年の4月1日からということで、この子ども・子育て支援法の一部を改正する法律ということにつきましては、令和6年の6月12日にすでに決まっておりますので、施行されて後の記載になるのかなというふうに理解はしております。それに向けての準備をするということになっていきますので、一応こういう形で記載をさせていただきます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） そうしますと、我々は何が法律に記載されるのかさっぱりわからないんですね。要するに、54条の3で規定された内容というのが何なのかわからない。その中で、54条の3に記載する予定であるというような意味なんでしょう。それに基づいて条例化されるということ、どういう根拠で我々は可否を判断したらいいんでしょうね。記載される予定の内容自体を提示していただけないか。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の中には記載してありますので、そちらの方の提示をさせていただきたいと思いますが、今すぐちょと出せないんですが、はい。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 要は、私たちが条例を判断するときの根拠になるものが、今の状態であれば曖昧、要するに具体的な記載はどこにもないわけですから、何が書かれとるかもわからない。そんな中で判断は軽々にするわけにはいかないので、それは資料として出していただければいいですよ。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。答弁、要りますか。皆さんにお諮りいたします。資

料提出は、常任委員会だけでよろしいですか。付託になった場合、一応、常任委員会の方という形で、予定ですね。はい。他に質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） なければ、ここで質疑を打ち切り、第95号議案は文教生活常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第95号議案は文教生活常任委員会に付託したいと思います。横大路委員長、よろしく願いいたします。

---

### 日程第5. 第96号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第96号議案新宮町災害見舞金等支給条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） 第96号議案、新宮町災害見舞金等支給条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、自然災害等の被災者に対し、生活の安定と福祉の増進を図るため、災害見舞金又は弔慰金を支給するものです。では、1ページをお願いいたします。第1条で本条例の目的として、町民が災害を受けたときに災害見舞金又は弔慰金を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする旨、定めております。第2条ですが、災害の種類として、火事、豪雨、地震、その他の災害と定めております。第3条で支給対象者の要件、第4条で見舞金等を受け取ることができる遺族等の範囲を定めております。次に2ページをお願いいたします。第5条で見舞金等の額を定めております。次のページ、3ページの別表をお願いいたします。見舞金等の額は、この3ページのとおりでございます。上から順番に住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1世帯につき10万円。住家が半壊、半焼した世帯は、1世帯につき5万円。住家が床上浸水した世帯は、1世帯につき2万円、行方不明者は1人につき10万円。負傷者は、要治療見込日数によって3万円から5万円、死亡者は1人につき10万円としております。次に2ページ、第5条にお戻りください。引き続き、第5条ただし書きでございますが、新宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けた場合は、見舞金等は支給しないこととしております。第6条から9条にかけて、支給に関する事務手続き等について定めております。第10条で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で

定めることとしております。なお、本条例の施行規則、これは案でございますが、つきましては4ページ以降に参考資料として添付しております。附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。お伺いいたします。災害見舞金の件でございますが、8月と10月に、例えば床上浸水した家屋については、所帯に見舞金を2万円支給するという話を聞いておりましたけど、その支出をする根拠は何をもって2万円なんですか。今回、条例でこのように2万円と出ましたけど、それが無い今までは、見舞金を出した根拠をちょっと教えてください。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。お答えします。先ほど江口議員が申されました2万円ではなく3万円なんですけど、これは国の方が8月10日、11日の分について、災害救助法の適用を認めたので、新宮町にもその弔慰金の規定がありまして、その中にも災害見舞金の規定がありますので、それに従って3万円を出しております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。3万円、失礼しました。今回このように、そもそも災害弔慰金の支給等に関する条例という、死亡とか障がいとか、それから家屋が全壊、半壊とかのときの貸付金の方は聞いておったんですが、それになんか、もっときめ細かい見舞金というレベルの中で、こういうふうな条例を定められるということなんだろうけど、これやっぱりそもそも2つ作らないかんのですかね。もうそもそも災害弔慰金の支給等に関する条例があるので、それに組み込むだとか、それからその条例に基づいて規則だとか要綱だとか、そのように規定するとか、あえて条例を2つ作るという必要性の根拠をお願いします。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） はい。お答えいたします。今、江口議員さんおっしゃった、うちにもそもそもあります災害弔慰金の支給等に関する条例、これ昭和49年にできておるわけなんですけど、これはもともと災害弔慰金の支給等に関する法律、これに基づいてできております。この法律に基づいた災害というのが、非常に大きな災害になりますので、例えばそれ以下の災害でありますと、別途条例等、要綱等を設けないと町が払うことができないと

いうこととなりますので、今回、町が作りました条例、これにつきましては災害弔慰金等の支給等に関する条例、これで救えない小さな災害までも含めたところでの支援をしたいということで制定をお願いしておるところでございます。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にございますか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） 先ほどのお答えにちょっと追加して、すみません。国の方で災害救助法が認められたんですが、県の見舞金を使って新宮町の条例に基づいて出しておるんですが、先ほど支出していますって言うておりますが、まだ県に報告した段階ですので、11月10日が最終の締め切りになっておりましたので、支出されているものとされていないものがあるかもしれませんので、ちょっと訂正がてら追加で報告します。

○議長（松井 和行君） 他にございますか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ちょっと低レベルな質問かもしれませんがね。第2条に火事とか豪雨とかいろいろ書いてありますけども、これっていうのは程度とかいうのはないんですかね。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） はい。お答えいたします。今、第96号議案の4ページ以降になりますが、参考資料というのをつけさせていただいています。これは施行規則の案ということになりますが、この中の第2条におきまして、被害の判定基準というのを設けております。この中で基準があると言ったことでございます。

以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 要は、死亡もあるじゃないですか。だから、どれぐらいの規模の火事とか、豪雨っちゅうのもよくわかりませんよね。豪雨の定義があるのかどうかは、私はわからないんですけれども、その規模とか、災害の規模とかいうのはないんですか。要は火事であれば出すとかということになるんですかね。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） はい。お答えいたします。規模は関係ございません。例えば、火事で亡くなる場合も出ますし、先ほど豪雨という話もあったんですが、豪雨が何ミリ以上で、どうのこうのっていうのはちょっとわからないんですけれども、いずれにしろ雨の被災とかがあった場合についても支給するといったことでございますので、雨の程度とかそう

いったことじゃなくて、こういった被害が例えば雨により床上浸水になったといった場合に つきましては、こういった支給の対象とするといったことでございます。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 規模がないってことです。床上浸水とか、そこら辺の建物の災害というのはわかるんですけども、死亡っていうのもあるわけやん。死亡っていうのもあるから、例えば火事になって死亡したと、豪雨の基準がないということで、雨が降ってそういうふうなもので死亡したというときも出るんですか、これ。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） 今回新規にお願いする条例でございますが、結果としてそういうことになれば、支給の対象となるといったことでございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にございますか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） それでは、3点お尋ねします。まず、第2条の災害の種類についての記載なんですけど、4番のその他の自然災害という記載があるんですけど、課長さっき説明するときはその他の災害って言ったんですね。その他の災害とその他の自然災害とは意味が違う。多分、違うと思うんですね。私は、その他の自然災害って一体何を指すのか。ご説明いただきたいというふうに思います。それから、3条の支給対象者をどのように特定するのか。例えば、住居だとか、店舗だとか、事務所だとか、賃貸契約で入居されている方、たくさんいらっしゃるんですね、町内に。その場合ですと、要するに家主に支給するのか、それとも店舗の借借人、借受人に支給するのか。この対象者の特定は、どのようにお考えになつたのか、これをご説明いただきたいとします。それから、第6条、災害を受けた日から90日以内、要は申請主義ですよ。申請すれば支給しますと。そうすると、やはり周知、こういう制度がありますよということをいかに周知するか。そんなのがあるんやったらあるで、早く教えてくれれば申請したのに、こういう問題が起こらないように、この制度自体が仮に成立したら、いかに周知をするのかって、これ大切な要素の1つになるだろうというふうに思うんですが、この3点についてどのようにお考えか、ご説明ください。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） はい。お答えいたします。まず第2条のところですけども、私がその他の自然災害を自然と読んでなかったんじゃないかということでございますが、もしそうであれば訂正させていただきます。その他の自然災害でございます。その他の自然災害とは、何を想定しているのかということでございますが、ここには第2条ですね。（1）、

(2)、(3)、(4)と書いていますが、(1)、(2)、(3)、それ以外の自然災害ということで書いてますけども、それは起きたときということになりますけども、例えば何があるのかという話なんですけど、風水害等々もあるかと思えます。風とか、そういったやつも、はい。そういった自然災害すべてということを考えていますので、具体的に何かという話は台風の風向きとかもいろいろあるかと思うんですが、この(1)、(2)、(3)以外の自然災害を対象としておるといったことでございます。次に第3条につきましては、これは被災した方に支給するというところでございますので、例えば賃貸の住宅に住んでらっしゃった方は、その方が被災すればその方、人にして支給するといったことでございます。新宮町に住民基本台帳に登録されてあって、そこに住んでらっしゃる方であれば、借家であろうが、持ち家であろうが、それは人に対して支給するといったことでございます。それと第6条ですね、災害を受けた日から90日以内に申請ということでございますが、これ当然知らなかったということの可能性もあるかと思えます。それで、ここは附則にも書いていますが、この条例は来年4月1日から施行するということであります。これ以降、区長会とか行政懇談会、あと町の広報、ホームページ、公式LINE、その辺で周知をさせていただいて周知をさせていただくというふうに考えております。来年4月1日以降施行がありますので、それ以降そういった活動をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） まず第2条の対象となる災害についての考え方なんですけど、本当にそれでいいんでしょうかね。例えばさっき言われたように、その他の自然災害って具体的に多分、私なんぼ考えても思いつかないんですよ。あるんですかね。その他の自然災害、例えばここに書いてある豪雨、台風による豪雨、それから今回のような線状降水帯による豪雨、要はすべからず被害が及ぶっていうのは豪雨でしょ。そうやって考えると、その他の自然災害って具体的にこういうことです、ああいうことですっていうのがない限り、意味をなさないんじゃないかなと私は思うんですね。それ以外にですよ、火災が対象になるのであれば、今度は火災の原因となる、例えばミサイルが飛んできたとか、例えばですよ。そういったことの方が、現実的かなと思うんですよ。だから、私は今のこの定義の仕方でいいかどうかをもう1回精査する必要があるんじゃないかなと思ってるんですけど、これで網羅されているんですか、それともこの範囲内という枠組みがあるんですか。このどちらかをご説明ください。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） お答えいたします。第2条でございますが（1）、（2）、（3）、具体的に書かせてもらっています。これ以外のその他の自然災害と書いていますが、先ほど具体的についていう話はあったんですけども、風害とかあるかと思うんですが、この条例の基本的な考え方として、そういった災害見舞金ということでありまして、あらゆる、そういった災害に遭われた方に対して、人に対して何らかの応援をしていきたいというものでございますので、支給することによって少しでもということを考えていますので、これ第2条（4）その他の自然災害、これ具体的に何か示されない限り、ちょっとある意味がないんじゃないかというようなお話もありましたけども、（1）、（2）、（3）、それ以外のあらゆる自然災害に対してということで、ここは広くそういった支援をしたいという気持ちで作っておりますので、それなりの意味があるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） もう1回申し上げておきますけど、運用段階になって結果として、この条例に今ある、ここにいらっしゃる皆さんはこのやりとりを聞いていますから、多分そういう趣旨で理解するでしょう。しかしながら、条例はこれからずっと10年、20年条例が存在する限り適用されるわけです。でも、ここにいない人たち、例えば10年後、20年後の人たち、この条文を読んで、これは対象になりませんって判断する可能性がゼロではないですね。だから、やっぱりその辺の解釈論というのは、法律って特にそうだと思うんですが、いかに解釈するかっていうことはやっぱり明確に条文を作ることによって、そういう誤差が発生しないように私は努力すべきだろうというふうに思っていますので、もう1回申し上げておきます。そういう問題を含んでいますよということは申し上げておきたいと思います。それから、今度は賃借人さんに対して、人に対して支給すると、当然ですね。ものに対して支給する方法はないわけですから、ただ補償の対象となるべきものっていうのは、やはり住宅であれ、事務所であれ、床下浸水、床上浸水という物損に対して見舞金が出るわけですから、受け取るのは人ですけどね。そういう考え方からすると、やはりどこに支給するのか、誰に支給するのかっていうのはやはり明確になっておくべきだろうというふうに思うんですが、その解釈について、ただ単に人に支給すると、それは当然、人ですよ。だけど、さっきから申し上げていますように、支給する対象者っていうのはどういう人なのか。だから、賃貸物件の場合は借受人になる。もしくは大家さんなんだと、これは明確に解釈すべき

だろうというふうに思うんですが、どうですか。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） お答えいたします。これ被害に遭った方に対しての支援ということになりますので、例えば賃貸物件で大家さん等、借りていらっしゃる方がいらっしゃいますが、借りていらっしゃる方が被害を受けていらっしゃいますので、この方に対して支給するといったことをございます。あくまで被害に遭われた方に対しての支給ということをございます。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） もう1回言いますけどね。建物に被害がおよんだ。水没した、もしくは床下、床上浸水した、被害を受けたのは建物。大家さんが、被害者は私なんだって主張した、その中に家財がある。家財が被害を受けた、被害者は私なんだと、そんなことが起こりえませんか。支給する相手が、今の定義の仕方からすると、そういう問題が起こってくるんじゃないかなと想定するんですが、そういう考え方はありませんか。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） はい。条例を作った趣旨は、先ほども申し上げておりますが、第1条の目的の方にもありますけれども、町民が被害を受けたときに被災者または遺族に対してということで、3ページ目の別表の方に、こういった内容で見舞金はこうだよ、弔慰金はこうだよといった話がありますが、これあくまでも先ほど申し上げたように、実際に住んでいらっしゃる方、例えば賃貸であれば住んでいらっしゃる方に対しての被害ということを考えていますので、確かに横大路議員さんがおっしゃるような考え方もとれないことはないかもしれませんが、あくまでこれは第1の目的にあるように、被害を受けた被災者または遺族に対してということで、実際そこに住んでいらっしゃる方を対象としておるといったことをございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第96号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第96号議案は、総務建設常任委員会に付託したい

と思います。庵原委員長、よろしく願いいたします。

---

## 日程第6. 第97号議案

○議長（松井 和行君） 日程第6、第97号議案、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第97号議案、新宮町水道事業会計及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。今回の地方自治法の改正によりまして、条文の繰り下げ等が行われております。その関係で引用しております条例が4本ございますけれども、そちらの改正を行うものでございます。

まず第1条といたしまして、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものです。第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものです。

第2条としまして、こちらは新宮町監査委員条例の一部を改正するものになっています。第3条中「第243条2の7第3項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものでございます。

第3条といたしまして、新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を改正するものです。第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条2の8第1項」に、「法第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改め、第2条中、「法第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改めるものでございます。

次に、第4条といたしまして、新宮町簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の設置等に関する条例の改正です。第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第3号に

掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。この附則につきましては、先ほど言いました第3号のほうに、公布の日から2年6月以内の施行というふうに定められておりますので、その基準に合わせたものでございます。なお、2ページ以降に参考資料といたしまして、新旧対照表をおつけしております。ご参照ください。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第97号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） 全員賛成と認め、第97号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 第98号議案

○議長（松井 和行君） 日程第7、第98号議案、新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第98号議案、新宮町職員等の旅費に関する条例の一部改正する条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、令和7年4月1日に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び福岡県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

飛びまして、11ページをお願いいたします。新旧対照表になりますけれども、そちらをもとに説明をさせていただきたいと思っております。まず第2条といたしまして、用語の意義を改正しております。第2条第2号のところにおきまして、出張に対する定義を今までは在勤庁、要は勤めている場所からの出張のみでしたけれども、今回の改正に伴いまして、出張命令権者が認める場合には、自宅などのところからの出張が認められるようになっておりますので、その規定を追加しております。続きまして、第4号の方になりますけれども、今回、扶養親族移転料が家族移転費というふうになりましたので、家族の用語の定義をこちらの方でさせていただきます。規定の条文については、国の基準に従った内容にさせていただきます。

ております。次、第5号になります。こちらは今回の国の改定にあわせまして、旅行代理店などの旅行の役務を提供する方に直接支払いができることになりましたので、旅行役務提供者ということでの新しい用語の定義をさせていただいております。この内容も国の規定通りで定義をさせていただいているところでございます。

続きまして、旅費の支給、第3条になりますけれども、次のページ12ページをお願いいたします。先ほどありましたように、旅行役務提供者との直接支払いができるようになりましたので、その事項を加えております。こちらも国の基準通りになっています。

続きまして、第4条になります。出張命令等ということで、以前は出張命令権者については第4条の方で規定していたんですけれども、先ほどの第2条の方ですでに規定しておりますので、そこは改正をさせていただいております。続きまして、第4条の第3項になります。こちらは、従前にありました括弧書きの取り消しを含むということを外しています。こちらは出張命令を変更する場合がありますけれども、変更の場合と取り消しの場合では手続きが異なる形になりますので、今回は括弧書きをなくしております。

続きまして、第6条になります。旅費の種類です。今回大きく変わりましたのは、車賃がなくなりまして、その他の交通費ってところに包括されています。また日当がなくなりまして、宿泊料が宿泊費に変わっています。また新たに包括宿泊費というものが設けられまして、それとあと宿泊手当が新たに加わっています。そして、あと変わったものというのが、移転料が転居費に、着後手当が着後滞在費に、扶養親族移転料が家族移転費に変更になっています。6条の2項から以降は、それぞれの種類についての説明が加わっていたんですけれども、それはそれぞれの項目の方に今回は規定を変えております。したがって、その部分についてはすべて削除をさせていただいております。

続きまして、13ページをお願いいたします。旅費の計算ということで、こちらには新たに出張に要する実費を弁償するためのものという文言を加え、今回の改正によりまして、基本的には実費での精算ということの規定させていただいております。

第8条につきましては、旅費の請求手続きの中に、新たに旅行役務提供者に直接支払いができるような規定を加えております。14ページをお願いいたします。14ページの先ほどの第8条の続きになりますけれども、第2項及び第3項につきましては、従前の規定の中に「速やかに」という文言になっていたところを「所定の期間内に」ということで、規則できちんと期間を定めるように今回改正をさせていただいております。そして、第4項ですけれども、こちらは新たに加えたものですが、従前から国の制度の中には概算要求に対す

る支給の精算を行わなかった、遅れたりした場合には、給料から差し引くことができるような規定がもともとございましたので、今回の改正にあわせまして、町の規定にも加えたものでございます。続きまして、第5項です。こちらは従前の第4項の規定に加えて、先ほど言いました第2項、第3項の規定の期間や給与の種類などを規則で定めるように規定しております。

次の第9条からが、それぞれの種類の内容になっていきます。まず1点目です。鉄道賃につきましては、こちらはまず国の規定通りの内容に、まず条文を改めさせていただいております。そして、その必要な項目として運賃、次のページにいきまして、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金、そしてその他付随する費用ということで、国の基準に合わせた形で必要な費用についても明記させていただいております。なお、2項につきましても、国の基準がございましたので、運賃額の上限を等級によって最下級ということに定めさせていただいております。そして第3項、これも国の基準に合わせまして、支給の方法については規則で定めるようにさせていただいております。

次の第10条、今度は船賃になります。船賃も先ほどと同じように、国の基準に合わせまして名称なりをすべて統一させていただき、整合させていただいております。国の規定に極力すべて合わせるような形をとりまして、今後の改正にもしやすいようにというふうに考えております。

次に航空賃になります。航空賃につきましても、国の基準に合わせまして、費用についても項目についても同じようにさせていただいているところでございます。項目については、次の16ページの方にあります。運賃と座席指定料金となっています。第2項、上限につきましても国の基準に合わせまして、最下級の運賃額ということにさせていただいております。

次の12条が、今回大きく変わったものになります。従前は車賃ということであつたんですけども、国の方の車賃もなくなりまして、その他の交通費ということにまとめられております。ただ、今回のその他の交通費の中で1点、国と違う部分は自家用車の使用、要は私有車の使用について認めるようにしています。国の方では、私有車の使用についての基準がありませんでしたので、公用車がどうしても使えない場合のケースを考えて、町の方としては私有車の使用を認めるようにしています。まず第12条の第1号ですけども、こちらは路線バスの使用を規定したものになります。第2号につきましては、タクシーを利用する場合の運賃と規定になります。第3号につきましては、レンタカーの使用についての規定になります。第4号が先ほど言いました、私有車を利用する場合の費用を認める項目にな

ります。なお、次の第2項の方にも規定がありますけれども、自家用車ということで規定を  
してしまいますと、公用車も支給の対象になりますので、第2項の方で公用車を利用した場  
合には支給しないという規定をつけさせていただいております。それから第3項、16ペー  
ジから17ページにかけてですけれども、支給の対象の方法については規則で定めるよう  
にしております。

次に、17ページをお願いいたします。日当についてですが、そちらの方はもう削除とい  
うことで廃止させていただいております。

続きまして、宿泊費になります。今まで宿泊料といったものになります。こちらにつきま  
しては、従前は定額ということになっておりましたけれども、今回国の基準に合わせまして、  
宿泊基準額というものを設けまして、都道府県ごとに金額の設定をさせていただいておりま  
す。なお、金額につきましても国の基準に合わせております。

続きまして、14条の2ですけれども、こちらは包括宿泊費ということで新たに加わった  
ものになります。いわゆる宿泊と鉄道や航空運賃が一緒になったものになります。そちらに  
ついては、そのままその金額での費用として扱うことができるということになっています。

続きまして、14条の3、宿泊手当になります。こちらが新たに設けられたものになりま  
す。こちらについては、定額の2,400円と定められています。こちらも国の基準通りにな  
ります。なお、規則のほうで手当の調整をするようになっています。例えば、宿泊の中に  
朝食代などが含まれている場合には、減額の調整をするというふうになっております。

次の旅行雑費です。第15条になります。こちらについては、国にない基準にはなります  
けれども、県に準じてそのまま旅行雑費については規定を残しております。基本的にはコピ  
ー代、旅行に対して急に必要になったコピー代などを対象にするように今考えておりますけ  
れども、特別なことがない限りは、基本的にはもう旅行雑費についてはないのかなというふ  
うには思っております。

次の18ページの方に続きますけれども、移転料が転居費ということに変わっています。  
こちらも国の基準通りの規定とさせていただいております。

次の着後滞在費、こちらにつきましては今まで着後手当となっていたものを着後滞在費と  
いうことで規定の見直しをしています。なお、第2項につきましては、国の方にはない基準  
なんですけれども、町独自の要素もありますので、ここの規定につきましては旧条例を残し  
ています。独自の要素というものは、相島が離島としてはございますので、その際に医師の  
方が赴任する場合の手当として必要になってきますので、その部分での規定をここは残させ

ていただいております。

次に18条が家族移転費となります。こちらにつきましては、扶養親族移転料ということで、昨年まではその名称でしたけれども、名称がまず変わっております。あと支給対象者が今までは扶養親族になっておったんですけれども、今回から同居する家族ということで定義が変わっております。

続きまして、19ページをお願いいたします。19条につきましては、今回の種類の名称が変更したことに伴いまして、名称を転居費、着後滞在費、家族移転費の方に変えさせていただいております。

第21条になります。こちらは日当が廃止になりましたので、その条項を削除させていただいております。

あと第22条です。日額旅費につきましては、少し条文を整理させていただきまして、規則の方で定めるように変えさせていただいております。ここの部分につきましては、今想定しているのは大野城の研修所と県外などで長期に資格取得のために出張する際を日額の定額という形で規定するものとして残させていただいております。

20ページをお願いいたします。こちらが新規に今回制定するものですけれども、第22条の2ということで旅費の支給額の上限ということを定めさせていただいております。先ほどの金額のうち、実際にかかった費用、なおかつ宿泊については、その基準額以下ということになりますので、そのどちらか少ない額を旅費の額として定めるというのが規定になっております。第1項の方が交通費の関係、第2項の方が宿泊などに係る経費の関係になります。

次の24条の2になりますが、旅費の返納ということで、先ほど概算払いなどの精算が遅れたりっていうときの精算の方法として、給与からの相殺などがありましたけれども、今回国の方で新たに定められておりましたのが、不当な旅費の請求ですね。条例や規則に違反して、旅費の支給などを請求する場合がある場合に、返還させる規定を新たに設けられておりましたので、その部分を今回追加をさせていただいております。

そして、先ほど言いました宿泊基準額につきましては、別表の方に定めさせていただいておりますので、21ページ、22ページのほうに定めております。そして、従前にありました別表1、別表の2につきましては今回削除させていただいております。

すみません。少し飛びまして10ページをお願いいたします。附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行します。

なお、経過措置としまして、この条例による改正後の新宮町職員等の旅費に関する条例の

規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張に適用し、同日前に出発する出張については、なお従前の例によるというふうに定めさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第98号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第98号議案は原案の通り可決されました。

---

### 日程第8. 第99号議案

○議長（松井 和行君） 日程第8、第99号議案、新宮町新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第99号議案、新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記条例案を提出するものでございます。

提案理由といたしまして、最近における物価の変動等に鑑み、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公費負担の限度額を引き上げること等を目的として公職選挙法施行令の一部を改正する政令が制定されたことに伴い、町議会議員選挙及び町長選挙においても公費負担の限度額を引き上げるため、新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。条例を次のように改めるものでございます。第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。こちらはビラの製作にかかる単価になります。第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。こちらはポスターにかかる単価になります。その2つを今回改正するものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。なお適用区分としまして、この条例による改正後の新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙につい

て適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例にするということにしております。なお2ページ以降に、参考資料として新旧対照表をおつけしておりますので、ご参照ください。

以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第99号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） 全員賛成と認め、第99号議案は原案通り可決されました。

---

### 日程第9. 第100号議案

○議長（松井 和行君） 日程第9、第100号議案、新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（井上 和広君） 第100号議案、新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、中学校施設の柔道場、剣道場及び武道場における空調設備の稼働に伴い、受益者負担の原則に基づく施設使用料の適正化を図るため、新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正するもので、地方自治法第966条第1項第1号の規定により町議会の議事議決を求めるものです。1ページをお願いします。今回の改正は、別表を次のように改めるものです。参考資料の新旧対照表で説明いたします。3ページをお願いします。今回の改正箇所をアンダーラインで示させていただいております。まず表の項目の表記を改めております。次に4ページをお願いします。中学校施設の中の柔道場及び剣道場の光熱費を50円から200円に改め、新たに武道場の項を追加し、施設使用料200円、光熱費200円と定めております。また、備考の2の2の部分削除し、それぞれの番号を繰り上げております。2ページをお願いします。附則として、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日以降の使用に係るものについて適用するものとしており、改正後の使用料金につきましては、令和8年4月1日以降に使用されるものから適用するものでございます。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第100号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第100号議案は原案の通り可決されました。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

午前10時43分休憩

.....

午前10時55分再開

### 日程第10、第101号議案

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第10、第101号議案、新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 第101号議案、新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

理由といたしましては、料金の徴収方法等の変更に伴い、新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。それでは説明いたします。料金の徴収方法の変更について説明いたします。大きな変更点は2点ございます。1点目は水道料金及び下水道料金、相島の簡易水道使用料及び排水施設使用料の請求頻度について、一般の家庭の水道検針は2か月に1回行っていますが、料金の請求は毎月行っております。検針していない月は、基本料金のみ請求となっております。今回の改正により、基本料金を含め、2か月に1回まとめて請求を行うものです。変更の目的としましては、費用の削減です。請求を2か月に1回することで、納付書の発行件数が減りますので、納付書に係る印刷製本費、郵便料金、コンビニや金融機関窓口の収納手数料の削減が見込めます。また、口座振替依頼件数の減に伴う手数料の減、職員の超過勤務等、人件費などの削減も見込まれます。2点目は、上下水道料金請求金額につきまして、消費税端数調整を現在の10円未満切り捨てから1円未満切り捨てに変更するものです。これまで10円未満切り捨てしていた分は、上下水

道事業が負担をしておりましたが、使用者に適切な消費税を負担していただくものでございます。また、文言としまして「点検等」を「計量等」に一部文言等を変更しています。これらの変更に伴う条例改正について、1ページから2ページに改正する条例の名称及び改正条文を提示しています。合わせて3ページから5ページに、参考資料として新旧対照表をご提示していますので、ご参照ください。2ページをお願いします。附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第101号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第101号議案は原案通り可決されました。

---

#### 日程第11. 第102号議案

○議長（松井 和行君） 日程第11、第102号議案、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） 第102号議案、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

はじめに、今回の条例改正の理由といたしまして、町が管理する学童保育所において、人件費及び物価高騰等による運営費の増加に伴い、受益者負担の原則に基づく利用料金の適正化を図るため、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により新宮町議会の議決を求めるものでございます。それでは、今回の改正の内容について、ご説明させていただきます。2ページをお願いいたします。参考資料の新旧対照表を用いて説明いたします。第11条の利用料でございます。第11条第2項第1号から第3号中の利用料につきまして、それぞれ1,500円を上乗せし、第1号中の通常保育分の月額を「3,500円」から「5,000円」へ、第2号中の7月通常保育分の月額を「4,000円」から「5,500円」に、第3号中の8月通常保育分の月額を「5,500円」から「7,000円」に改定するものでございます。1ペー

ジをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 利用料金なんですけど、これ糟屋郡内で大体同じぐらいなんですかね。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。糟屋郡内で見てみますと、新宮町が一番低い今状態となっております。後程、料金の方の説明になると思いますけども、だいたい基本的には糟屋地区の水準に合わせたような形で今回改正をさせてもらっております。

○議長（松井 和行君） 他にございますか。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。この料金は、昨年ちょっと委員会かなんかで報告がありましたので、これは利用者負担っていうか、当たり前だと思うんですけど、これはもう大変なことだと思います。上げることは、嫌がられることもあるかもわかりませんが、ちょっと私が聞きたいのは、昨年この学童保育所、何人か待機児童がいらっしまったと思うんですけど、これは今現在どうなっているんですかということをちょっとご質問します。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。当初のときにも増えてくるんですけども、今の現状でいきますと、2校分ほどの待機が出ている状態ではございます。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。いや、何人ぐらいいらっしやるんですかっていうことです。7、8人だったと思うんですけどね、確か。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。すみません。今現状ちょっと把握していませんので、後程、報告させていただきます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 値段ですが、通常と7月、8月それぞれ1,500円ずつ、お1人分ですね、アップしておりますが、経費が上がったっていうのは、どれくらい上がって、この1,500円っていうのに決定したのでしょうか。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。まず、こちらの方につきましては5か年の指定管理をさせてもらっております。令和6年度から10年度までの5か年になっております。基本協定の総額につきましては、5か年で3億4,608万円でございます。これを6年、7年、8年と10年まで割り振りして計算を上げておるんですけども、当初のプロポーザルで選考させていただきましたけども、その中でも今後、物価上昇だとか、そういった人件費高騰による部分も見込みまして、今回この金額になっておるんですけども、実際、令和6年度につきましては増減はなかったんですが、今回一番大きな火種となったのが人件費の高騰で、福岡県の方も最低賃金を1,057円と上げておりまして、非常に人件費が膨らんできております。今回、後程、補正予算の方でもなるんですが、7年度も人件費が非常に上がっておりまして460万円程度、補正予算を上げさせてもらっている状況でございます。今後の見込みといたしまして、人件費を踏まえた上で、令和10年度には当初、今考えております、この3億4,608万円の枠内を超えるレベルまで上がるのではなかろうかと。今、10年度で計画として打ち出した金額が現状の部分から見て、1,600万円ほど膨れるんじゃないかなろうかというふうに見込んでおります。そういった人件費が主なところになるんですけども、この人件費の方も実際、学童をやっていく上には必要なところでございますので、その部分を国県の補助もございませうけれども、町と保護者負担のところも踏まえて、大きく保護者の方に負担がかからないというところで最低のところ、今回1,500円を上乗せさせていただいたというところでございます。7月、8月に関しては夏休みになるんですけども、こちらの方につきましては8月は特に一番高いところは、もう終日開放する形になっておりますので、通常は学校が終わって帰る時間帯から延長までが18時、19時までになっておりますので、その部分で大きく人件費がまたかさむというところで、6月、7月の部分についても上げさせていただいている状況でございます。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 今のご説明ですと、令和10年までをトータルで振り分けて、この値段になったというお話でしたが、でも令和10年度には1,600万円を超えるかもしれないという見込みってということだと、今回この1,500円アップしましたが、また令和10年度あたりに、また値上げっていうことがあり得るのでしょうか。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。今現時点では、今回の改正によって少し補填にはなってくるかと思いますが、現在の時点では今後値上げは考えてはいないんですけども、引

き続き、社会情勢の物価の上昇、動向を注視しながら、その分は安定した運営が努めていけるように、その分については今後も視野に入れて検討して参りたいと思っております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第102号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第102号議案は原案の通り可決されました。

---

## 日程第12. 第103号議案

○議長（松井 和行君） 日程第12、第103号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） 第103号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

理由といたしまして、児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。それでは、内容の説明につきましては新旧対照表を用いて説明いたします。2ページをお願いいたします。第25条、こちらは虐待の禁止についてでございますが、第33条の10各号につきましては、児童福祉法第33条の10に第2項、第3項が追加されたため、第33条の10第1項各号に改めまして、続く括弧内におきまして、幼保連携型認定子ども園や幼稚園においても、児童福祉法における被措置児と同等の虐待防止措置が講じられることになったということを規定しております。1ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年10月1日から適用するものでございます。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第103号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第103号議案は原案の通り可決されました。

---

### 日程第13. 第104号議案

○議長（松井 和行君） 日程第13、第104号議案、新宮町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） 第104号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

理由といたしまして、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、新宮町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。それでは、改正の内容については新旧対照表を用いて説明いたします。4ページをお願いいたします。まず、第13条は先ほどの条例でも説明いたしましたが、児童福祉法第33条の10に第2項と第3項が追加されたことによるものです。第24条は、職員として認める保育士に、登録した都道府県においてのみ業務を行うことができる地域限定保育士を含むとするものでございます。5ページの第30条第1項、第32条第1項、第45条第1項及び6ページの第48条第1項についても、それぞれに規定する施設において、職員に地域限定保育士を含むと定めるものでございます。続きまして、第50条、第51条といたしまして、新たに第50条として電磁的記録についての条文を加えております。これは職員が記録などを作成する場合、書面で行うことが規定されていたものについて、電磁的記録による対応を認めることとしたものでございます。それから、6ページの最下段から8ページにかけて、附則におきまして、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例について、4条加えるもので、第6条では朝夕、

児童が少数となる時間帯における保育士配置の特例について、第7条では幼稚園教諭や小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例、第8条は1日8時間を超えて開所していることにより、追加確保しなければならない保育士の資格についての特例、第9条において第7条、第8条の特例を適用する場合の保育士の必要数を定めまして、この場合の保育士に地域限定保育士を含むことを規定しております。3ページをお願いします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 今のご説明ですと、保育士さんの数を増やさなければ、これ運営できないのではないかっていうふうに受け取ったんですが、今、保育士さんの確保が難しいとか不足とかいうお話をよく聞きますが、新宮町ではそれは確保できるのでしょうか。ちょっとご質問します。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） お答えいたします。今回の改正につきましては、保育士を増やさないといけないといったことではなく、逆に保育士の資格の中に地域限定保育士という、福岡県が資格を与える形になるんですけれども、県が資格を与えた福岡県だけで活動ができる保育士さんも、一般の保育士さんと同等の取り扱いをしますということで、保育士不足を逆に解消するために国の方が定めた、そういう制度を新宮町でも取り入れますよという形になります。議員さんがおっしゃったように、保育士さんの確保に関しては各施設、非常に苦慮しながら頑張っていたいただいているものと認識しております。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第104号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第104号議案は原案の通り可決されました。

---

#### 日程第14. 第105号議案

○議長（松井 和行君） 日程第14、第105号議案、令和7年度新宮町渡船事業特別会計補

正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第105号議案、令和7年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,390万6,000円とするものでございます。第2条で債務負担行為をするもので、内容につきまして4ページをお願いいたします。債務負担行為としまして、例年実施しております渡船の船底清掃を令和8年4月に実施する予定で、3月中に契約手続きを進めるために設定するものでございます。歳出について説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目事業費は、人事院勧告に伴います職員全員の人件費の補正でございます。12ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。歳入について説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金、1節繰越金で収支調整をするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第105号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第105号議案は原案の通り可決されました。

---

#### 日程第15. 第106号議案

○議長（松井 和行君） 日程第15、第106号議案、令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第106号議案、令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ167万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,484万4,

000円とするものでございます。歳出について説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、新宮町国民健康保険特別会計に属する人件費等の追加補正と令和6年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額が確定したことによる返還金で、22節償還金利子及び割引料に追加補正を行っております。12、13ページに給与費明細書を添付しております。歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金、2節職員給与費等繰入金と5款1項1目繰越金は、収支調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第106号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第106号議案は原案の通り可決されました。

---

#### 日程第16. 第107号議案

○議長（松井 和行君） 日程第16、第107号議案、令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第107号議案、令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ59万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,779万2,000円とするものでございます。歳出について説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、新宮町後期高齢者医療特別会計に属する人件費等の追加補正を行っております。12ページ、13ページに給与費明細書を添付しております。歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。4款1項1目繰越金は、収支調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第107号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第107号議案は原案の通り可決されました。

---

#### 日程第17. 第108号議案

○議長（松井 和行君） 日程第17、第108号議案、令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） 第108号議案、令和7年度相島診療所事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,039万9,000円とするものです。歳出の詳細について説明をさせていただきます。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費は、主に診療所に関わる人件費や管理運営に関わる費用です。主なものは、人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。2款1項1目の医療用機械器具費についての補正予算の主なものは、粉薬を計測するための電子機器が破損したことにより、買い替える必要が生じたため、また緊急時に気管挿管をする際に使用するビデオ喉頭鏡を購入するものです。ビデオ喉頭鏡は、事故等による心肺蘇生時や体調急変等で呼吸が浅い場合に使用することを想定しており、救急に送るまでの救命措置に使用するものでございます。以上で歳出の説明を終わります。続きまして、歳入について説明させていただきます。8、9ページをお願いいたします。4款1項1目の繰越金は、収支調整により増額するものです。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第108号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第108号議案は原案の通り可決されました。

---

### 日程第18. 第109号議案

○議長（松井 和行君） 日程第18、第109号議案、令和7年度新宮町水道事業会計補正予算について議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 第109号議案、令和7年度新宮町水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。収益的支出、第2条、令和7年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出について説明いたします。第1款水道事業費用は、補正予算額113万5,000円を増額し、合計の7億9,798万9,000円とするものです。次に議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。第3条予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費を113万5,000円増額し、合計8,272万5,000円とするものです。8ページ、9ページをお願いします。収益的支出について説明いたします。1款1項3目総係費につきましては、職員及び会計年度任用職員に係る人件費の増でございます。なお、4ページから6ページにかけて給与明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第109号議案、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第109号議案は原案の通り可決されました。

---

### 日程第19. 第110号議案

○議長（松井 和行君） 日程第19、第110号議案、令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 第110号議案、令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いします。収益的支出、第2条、令和7年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出について説明いたします。第1款下水道事業収益、補正予算額2,826万2,000円を増額し、合計の12億9,980万3,000円とするものです。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額293,491千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額83,625千円、過年度損益勘定留保資金86,380千円、当年度損益勘定留保資金123,486千円で補てんするものとする。」に改めるものです。収入において、第1款資本的収入、補正予算額1億2,696万円を増額し、合計の9億1,312万8,000円とするものです。支出において、第1款資本的支出、補正予算額1億4,897万円を増額し、合計の12億661万9,000円とするものです。2 ページをお願いします。継続費、第4条、予算第5条に定める継続費の総額及び年割額については、資本的支出の総額を5億8,139万1,000円とし、年割額については令和7年度は1億1,600万円、令和8年度については4億6,539万1,000円とするものです。企業債、第5条、予算第7条に定めた企業債の予定額については、災害復旧事業に係る企業債を起債の目的、災害復旧事業に計上するものです。そのため、下水道事業については、8月臨時議会補正予算で議決いただいた7,310万円を減額しています。災害復旧事業については、7,310万円と今回補正の3,090万円の合計1億400万円を計上しております。議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。第6条、予算第10条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費を844万5,000円増額し、合計の6,424万9,000円とするものです。他会計からの補助金、第7条、予算第11条に定めた他会計からの補助金「294,790千円」を「305,790千円」に改めるものです。10ページ、11ページをお願いします。収益的支出について説明いたします。1款1項3目中央処理区管理費、処理量につきましては、災害復旧事業において8月臨時議会補正前に処理場内の排水を早急に行う必要があり、予算を確保するため委託料へ流入したことにより、使用料を増額しております。動力費についても使用料と同等の理由で増額しております。4目総係費は、10月1日人事異動に伴う職員1名の増に伴う人件費の増でございます。6ページから8ページにかけて給与明細書を添付しておるので、ご参照ください。12ページ、13ページをお願いします。資本的収入及び支出のうち支出から説明いたします。1款1項2目雨水管路建設費、委託料、浸水対策計画策定業務委託料

でございます。これは8月10日及び10月4日の大雨については、短時間に排水能力を超える雨が降り、排水路及び側溝から溢れた雨水が低い土地に集まり浸水被害が生じました。浸水計画については、令和8年度から実施する予定でしたが、前倒しで実施し、早急に原因の究明と対策について検討を行うものです。次に6目処理場建設費委託料、再度災害防止検討業務委託料は、8月10日の大雨が下水管へ流入し、処理場が被災したことについて、今後同様の大雨が発生した場合の防止対策を検討するものです。同じく工事費ですが、新たに7目災害復旧費を設け、8月臨時議会補正予算の災害復旧事業を7目に計上しなおしたことによる減であります。7目災害復旧費は、国の申請額が確定したことにより、新たに工事費を計上したものです。次に、収入について説明いたします。1款1項1目企業債は、令和7年度の災害復旧事業費の財源として、建物災害保険金及び国庫補助金額を除く部分に充当するため、災害復旧事業債として計上しているものです。2項1目他会計補助金は、先ほど説明しました浸水対策計画策定事業委託料の財源として、一般会計からの補助金でございます。3項1目国庫補助金への申請が決まったことによるもので、災害復旧事業から建物災害保険金を除いた額に国庫補助金の3分の2を計上しております。5項1目その他資本金収入、処理場被災に関わる建物災害共済保険金を計上したものです。

なお、今回の補正予算では、国庫補助金の補助率は、災害復旧事業に対して3分の2となっておりますが、令和7年11月11日付、内閣府政策統括官より通達がございまして、激甚災害に対する特別の財政援助に関する法律により、本災害は激甚災害の指定となりましたので報告いたします。補助率は3分の2よりは上がると思いますが、現状では率が未定でございますので報告いたします。

以上で説明は終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第110号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第110号議案は原案の通り可決されました。

---

## 日程第20. 第111号議案

○議長（松井 和行君） 日程第20、第111号議案、令和7年度新宮町一般会計補正予算に

ついてを議題といたします。

議案の説明を求め求めます。政策経営課課長補佐。

○政策経営課課長補佐（今村 三容君） 第111号議案、令和7年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,570万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億8,853万6,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正、第3条、債務負担行為の補正につきましては、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正は、追加として6事業を計上しております。2款3項のシステム標準化対応業務委託料は、戸籍附票のシステムの一部の標準化対応について、標準準拠システム移行後の実装が経過措置として認められ、令和8年度に実装することとなったため。3款2項のPPP・PFIアドバイザー委託料は、現在検討中の旧東幼稚園再利用について、PPP・PFI制度を活用し、事業を進めるため、今回の補正予算に計上しておりますが、年度内では事業が完了しないため。6款3項の漁港管理工事費は、新宮漁港船揚場軌条取替工事が入札不調となり、改めて入札を行うこととしておりますが、年度内では事業が完了しないため。8款2項の町道改良舗装工事費は、大雨災害に係る2つの工事、深町3号支線床板取替工事及び北尾1号線床板取替工事で、年度内では事業が完了しないため。9款1項の防災行政無線設備整備工事費については、既設1基が故障しているため、早急な対応が必要となっておりますが、製品の製作に日数を要するため、現計予算計上とともに、繰越明許費を計上するものです。また、11款2項の現年災害復旧工事費は、萱原川災害復旧工事が本年度中に完了しない見込みのため、繰越明許費を計上するもので、金額につきましては記載のとおりでございます。

第3表、債務負担行為補正は、追加として5事業、広報誌等配布委託料は、令和8年度から10年度までの3年間の業者を本年度中に決定するため。可燃物袋製作委託料及びJR新宮中央駅自由通路等清掃委託料は、令和8年度の業者を本年度中に決定するため。また、JR福工大前駅自転車駐車場指定管理者管理委託料及び相島災害時援助施設指定管理者管理委託料は、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、特例選定により指定候補者としたものに、議会の議決を経て、令和8年度から5年間、指定管理者に指定するにあたり計上するもので、限度額につきましては記載のとおりでございます。

す。

それでは、歳出予算の説明をいたします。16、17ページをお願いします。款を追いながらの説明の前に、人件費に関わるものを説明いたします。令和7年度新規採用職員の配属に伴う減額、人事院勧告に伴うもの、超勤見込み調査に伴うものの増額が主なものとなっております。

18、19ページをお願いします。2款1項5目財産管理費、12節樹木せん定委託料は、西鉄線路跡地内の枯れ松伐採のため、14節庁舎等改修工事費は、庁舎駐車場におけます安全対策を図るための工事費を計上するもので、特定財源は19款1項3目1節ふるさと応援基金繰入金の一部を充当しております。7目電算管理費、12節パソコン等保守委託料は、令和8年度新規採用職員分等に対応するため、現在ありますパソコンの設定変更費用を計上するものです。

24、25ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費、27節国民健康保険特別会計繰出金は、当該特別会計に繰り出すため増額計上するものです。3目国民年金事務費、12節システム改修委託料は、所得税法の改正に伴い、国民年金法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、システム改修が必要となったため計上するもので、特定財源として15款3項2目1節国民年金事務委託金を充当しています。

26、27ページをお願いします。6目重度障害者医療対策費、22節重度障害者医療費県補助金返還金は、令和6年度の返還金を計上するものです。

28、29ページをお願いします。2項1目児童福祉総務費、12節PPP・PFIアドバイザー委託料は、繰越明許費でも説明しましたが、現在検討中の旧東幼稚園再利用について、PPP・PFI制度を活用し、事業を実施するための委託料を計上するもの。22節国・県支出金の各種返還金は、当該支出金の令和6年度分の返還金を計上するものです。特定財源は16款2項2目5節、第3子以降保育料無償化事業費補助金、18款1項5目1節企業版ふるさと寄附金及び19款1項3目1節ふるさと応援基金繰入金の一部を充当するものです。

30ページ、31ページをお願いします。2目母子等福祉費、22節ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金返還金は、令和6年度分の返還金を計上するものです。3目児童福祉施設費、12節学童保育所指定管理者管理委託料は、福岡県の最低賃金1,057円に対応するため、学童保育所指定管理者加配等管理委託料は、個別支援が必要な児童が多く、加配指導員が増えたため増額計上するものです。22節国・県支出金の各種返還金は、当該支出

金の令和6年度分の返還金を計上するものです。4目シーオーレ新宮管理費、14節施設整備工事費は、シーオーレ新宮駐車場における安全対策を図るための工事費を計上するもので、特定財源として、19款1項3目1節ふるさと応援基金繰入金の一部を充当するものです。

6目ひとり親家庭等医療対策費、12節保険請求書審査委託料は、審査件数の増加に伴うもの、19節ひとり親家庭等医療費は、これまでの実績から不足する見込みとなったため増額計上するもので、特定財源として16款2項2目9節ひとり親家庭等医療費補助金を充当しています。4款1項1目保健衛生総務費、18節予防接種健康被害給付費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴い、健康被害を受けた方への給付認定が確定したため計上するもので、特定財源として15款1項2目2節新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金を充当しています。

32、33ページをお願いします。6目環境衛生費、14節クリーン作戦前除砂等工事費は、これまで毎年4月29日に実施してきております新宮町クリーン作戦を、4月の第3日曜日の実施に変更することに伴い、本年度中に除砂等を実施するため計上するものです。

34、35ページをお願いします。6款1項4目農地費は、特定財源として18款1項6目1節企業版ふるさと寄附金を充当することに伴う財源更正です。2項1目林業総務費、14節荒廃森林整備工事費は、保安林である湊地区の枯れた松を伐採等するために計上しております。

36、37ページをお願いします。3項2目水産業振興費、12節基礎調査委託料及び18節漁業施設整備事業費補助金は、漁協が実施する鮮魚流通施設の整備に関し、事前に土砂災害により被害を受ける恐れのある区域の調査と、施設整備の設計に係る補助金の費用を計上するもので、特定財源として19款1項6目1節宿泊税交付金基金繰入金を充当しています。3目漁港管理費、14節漁港管理工事費は、繰越明許費でも説明しましたが、新宮漁港船揚場軌条取替工事分及び故障した新宮漁港の照明灯をLEDに改修する工事費用を増額計上するものです。7款1項3目観光費、8節普通旅費は、オルレ相島コース新設に伴う現地確認や協議等が、想定より多く予算が不足する見込みとなったため増額計上するものです。特定財源は、18款1項3目1節企業版ふるさと寄附金を充当しています。

38、39ページをお願いします。8款2項1目道路維持費、14節町道補修工事費は、今年は例年に比べ梅雨明けが早かったことから、通学路等の草刈回数が増加したこと、また、緊急の道路の維持補修対応箇所が増加したことにより、今後必要とする工事費確保のため増額計上するものです。2目道路新設改良費、14節町道改良舗装工事費は、繰越明許費でも

説明しましたが、豪雨時に歩道の床板が外れた深町3号支線及び北尾1号線について、今後、同様の事態が発生しないようにするための改良工事費用を計上するものです。4項1目都市計画総務費、18節三代土地区画整理事業負担金は、三代土地区画整理組合において、令和8年度の予定事業が国及び県の補正予算にて前倒しで実施されることに伴い、増額計上するもので、特定財源として19款1項3目1節ふるさと応援基金繰入金の一部を充当するものです。2目公園費、10節修繕料は、これまでの修繕が多く、今後の対応が困難なため増額計上するものです。

40、41ページをお願いします。5項1目公共下水道費、18節公共下水道事業負担金は、当該企業会計に対する負担金を増額計上するものです。

9款1項4目防災費、14節防災行政無線設備整備工事費は、繰越明許費でも説明しましたが、既設1基が故障しており、早急な対応が必要なため計上するものです。

42、43ページをお願いします。10款2項2目立花小学校管理費から50、51ページの5項3目新宮幼稚園費までの10節光熱水費は、前年度に比べ電気・ガス料金の補助期間が短かったことに加え、夏日以上の日数が多く、空調機の稼働時間が長かったことにより予算が不足する見込みとなったため増額計上するものです。

戻りまして44、45ページをお願いします。2項6目相島小学校管理費の特定財源は、18款1項4目2節企業版ふるさと寄附金を充当したものです。

46、47ページから48、49ページをご覧ください。3項3目新宮中学校教育振興費、5目新宮中学校相島分校教育振興費及び7目新宮東中学校教育振興費の10節消耗品費は、教科書選定に伴い、糟屋地区の採択協議会において、一部採択替えを行うことにより必要となる教師用の指導書等の購入のため、増額計上するものです。

前後して申し訳ありませんが、46、47ページをお願いします。6目新宮東中学校管理費、10節消耗品費、48、49ページの14節施設整備工事費、17節学校管理用備品購入費は、生徒・教職員数の増加に伴い、2学級増に対応するため、生徒用の机、椅子、給食用の消耗品等の購入、2階生徒会室改修工事、教職員用ノートパソコン、電子黒板等の購入のため、また、11節電話・ファックス料金は、実績に基づき不足が見込まれるため計上しております。5項1目幼稚園総務費、22節の国・県支出金の各種返還金は、当該支出金の令和6年度分の返還金を計上するものです。

52、53ページをお願いします。6項6目文化財保護費の特定財源は、18款1項2目2節企業版ふるさと寄附金を充当したものです。

54、55ページをお願いします。10目そびあしんぐう管理費、14節施設整備工事費は、そびあしんぐう駐車場における安全対策を図るための工事費を計上するものです。特定財源は、18款1項2目1節企業版ふるさと寄附金の一部及び19款1項3目1節ふるさと応援基金繰入金の一部を充当したものです。7項3目体育施設費、7節委員謝礼は、新体育館建設基本構想策定協議会設置に伴い、出席委員の費用弁償を計上しておりますが、会長につきましては謝礼を支払うこととなったため計上するものです。11款1項1目農林災害復旧費は、特定財源として18款1項4目1節企業版ふるさと寄附金を充当することに伴う財源更正です。

56、57ページをお願いします。13款3項6目宿泊税交付金基金費、24節基金積立金は、令和7年度の宿泊税交付金の額確定に伴う減額計上です。特定財源についても、16款2項6目1節宿泊税交付金を減額充当しております。4項1目土地取得費、16節普通財産購入費は、処分を予定しています普通財産に隣接した民有地があり、併せて一体的に処分するため当該土地の購入費を計上するものです。

次に歳入について説明いたします。歳出におきまして、特定財源として説明いたしましたものは省略させていただきます。

14、15ページをお願いいたします。20款1項1目1節前年度繰越金を全額予算計上し、不足する額を12、13ページの19款1項2目1節財政調整基金繰入金で収支調整しております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。片岡議員。

○議員（2番 片岡 誠治君） 6款農林水産事業費の3項水産業費のところ、12節委託料のところなんですが、12節と18節負担金補助及び交付金、これは鮮魚流通拠点整備事業の、いわゆる委託料と補助金なんですけど、この説明はこの前、全員協議会で受けたんですが、ここでちょっともう一度質問させていただきます。いわゆる集客は一般の方と、そしてまたインバウンドの方を目的とされてあるんですか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。お答えいたします。集客につきましては、一般の方が当然、主なところになってこようかと思えます。鮮魚の流通が目的ですので、直売ですとか、卸とかしていきますので、一般の住民の皆様ですとか、あと近隣の事業者ですね、町内近隣の事業者の方というところがメインになってこようかと思えます。実際、今のところ観光客

も相島に非常に多く来ていただいておりますので、そういった方も取り組んでいければというところで考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 片岡議員。

○議員（2番 片岡 誠治君） 一応、インバウンドの方も多少なりと当てにされてあるということなんですけど、この相島の振興に関して、いわゆる今、インバウンドで来られてある方、観光で来られる方というのは、猫を見に来るっていう目的の方が大半だと思うんですが、私の知る限り、いわゆる愛護団体の方達の猫の去勢をする話を聞いたのが、おそらくもう4、5年前ぐらいから耳にしているんですけど、猫の寿命というのは大体10年ぐらいというところで、今後、猫がもう生まれなくなった後、インバウンドの方達が相島に来られるという見込みがなくなっていくと思うんですけど、その辺りはこの鮮魚流通拠点整備事業に併せて、相島の振興に対してもどのような、これから考えをお持ちなんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。お答えいたします。確かに今、猫の目的の観光客の方が非常に多い状況ではないかと考えております。おっしゃいますように、猫の数も減少しているのかなというところで考えております。相島の方でも活性化協議会の中で、いろいろやって今後どうしていくかというところを考えておりますけども、先日、住民の皆様全員を対象としたアンケートも実施しております、やはり観光客が多くなって生活面で実際、困られるといいますか、そういった面もある反面、やはり観光客が来られなくなると寂しくなると。ですので、観光客は維持していきたいという意見も多数ありました。ですので、そこはどうしていくかと。猫に頼らずとも、別の観光資源を生かしたところで観光を組み立てていくというところも重要かと思っておりますので、そういったところも相島の方で、活性化協議会の中で話し合ってくださいまして、住民の皆様のご意見をもとに今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 片岡議員。

○議員（2番 片岡 誠治君） 猫の件、相島の件は理解できました。これに併せて、渡船場へ向かう道路の整備については今後、拡幅とか、もしくは、これ極端な話ですけど、東区の三苦のほうに抜けるような周回道路、そういう計画とか、そういうところまで考えていくようなお考えはないんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。今のところ、道路の計画とかまでは考えておりませんが、実際にどの程度のお客さんが集まるのかとか、来ていただけるのかというところもあるかと思っておりますので、そこら辺は状況を見ながら、担当課の方と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい。道路の拡幅についてでございますが、漁港に向かいます道路につきましては県道でございます。一応、以前から交通も増えている状況がございまして、県の方に要望はさせていただいておるんですけども、なかなかまだ着手には至っていない状況でございます。今後も要望を継続して参りたいと考えております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にございますか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。歳入についてお尋ねをしたいと思います。昨年までは、12月補正でふるさと寄附金の予定額が大幅に増額補正されておりました。当然、それに伴う経費も補正されておりましたが、今回9月に10億円が追加補正された以降、補正の計画はないし、今現在、今回の補正予算にも入っていません。ということは、予算、計画枠30億円に伴って、事業が終結するのかなあというふう感じておるんですが、今現在の実績、寄附額について状況をご説明いただきたいというふうに思います。それから、今の要するに寄附額の推移状況をどのようにお考えになっとるのか、その2点についてお尋ねします。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。今回12月補正にふるさと納税に関する経費の補正も一応検討はしました。実際、今年に関して言うと、新たな制度の改正がございまして、10月の駆け込みがかなりあるだろうということで、9月の時点で10億円の補正をさせていただいたんですけども、当初想定した額ほどの増額が今のところ見られませんので、今回の12月の補正については一旦、検討はしたんですけども、見送った形をとらせていただいております。今現状として11月末時点で、18億円ほどの今寄附額をいただいておりますけれども、この後の11月、12月の一番多い時期に、どの程度回復できるかっていうのがちょっとまだ見込めない状況もありまして、今回の補正については見送った次第でございます。今後の見通しなんですけれども、今の状況でございますと、やはり30億円前後になるのではないかという見込みを立てておりますけれども、もしかする

と30億円を大幅に超える可能性もまだありますので、その時点でまた予算なりのご相談をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 今の報告をお聞きしますと、非常に楽観的な見通しなのかなというふうには私は聞いていました。要するに、今現在の実績、従来の推移と比べると大幅に減っているというのが、今の現状でしょう。しかしながら、これから急激に増えるという予測を立てること自体、私は甚だ疑問、クエスチョンマークがつく、疑問符を持ってお聞きしたんですが、やはり真剣にこれからやっぱり考えていかないか問題ではないかと、私かねがね私も問題視していましたし、今現在、要するに委託している、おもてなし協会の実績に基づく結果であると。行政が、どれだけどういうふうに振興策を講じて結果を得るのかという部分については、甚だ欠落しているんじゃないかなというふうには私は思っています。ですから、これ今後、要するにどういう推移をするかわかりませんが、行政が直接、積極的に関わって寄附金を増やすという取り組みをやっていくべきだろうというふうには私は思っていますので、その辺の計画について、何がしかのものがあるのか、ないのかをお尋ねをしたい。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えをさせていただきます。今やはり一番多い都城市さんなどの事例などを一応といいますか、参考などにはさせていただいているんですけども、やはり収入が多い分だけ広告に回せる費用も大きく違うのかなというところが、今すごく悩んでいるところでございます。今、都城市さんはシティプロモーションなりを大々的に今されていますので、いたるところで都城市さんのふるさと納税に関する記事を見かけたりもいたします。そういった努力が、やはりその結果を招いているのではないかとはいいますので、町としても何らかの広報活動ができればいいかなというふうには考えておりますけれども、直接的なふるさと納税の広告をやると、経費の方に加算されることとなりますので、そうするとやはり今度逆に言うと返礼品の方に率が下がってくるようなこととなると、結局、他の市町と比べてお得感がなくなったりもしますので、そういったところも含めて、今どういったことができるのかなということで、いろいろ検討させていただいておりますけれども、なかなか妙案がすぐに即効性のあるような妙案がなかなかないというのが現状のところでございます。今後もいろんな市町の状況など参考にさせていただきながら、うちの方でできるようなことがないかどうかをいろいろと考えていきたいというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） それでは、これを最後にしますが、ふるさと納税の寄附金というのは、要するに魅力的な商品を提供できたところがたくさん集めていると。もうこれに限ると思うんですね。だから、問題は新宮町が今まで、なぜそれだけの寄附金を集めることができたのかということと、それからよその今言われた都城市を筆頭に、要するによその市町がどれだけの寄附金を集める。その集めた要因ってというのは、やはり返礼品にあるというのはもう至極当たり前の話だろうと思うんですね。広告宣伝とか、そういう次元の話では僕はないと思うんですよね。これ自体は、もう寄附者の方々が、要するに返礼品目当てで寄附をされているという現実は、これは目を背けられないと思うんですよね。ですから、これ今後の取り組み方の中に、返礼品をいかにして準備する。要するに、そういう町内の業者さんを見つけるか、協力してもらうか、こういったことに特化しながら取り組んでいくっていう姿勢は、絶対に忘れてはいけないだろうと私は思っています。ですから、今後取り組み方として、その選択肢を必ず中心に置いて取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。以上です。

○議長（松井 和行君） 答弁はよろしいですか。

○議員（8番 横大路 政之君） どっちでもいいです。あればいい。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。議員さんおっしゃるように、商品に対してのいろんな寄附者の方からの要望も当然あると思います。それで、新たな商品開発もいろいろと話させてはいただいておりますけれども、なかなか具体化ができていない部分も確かにあります。ですので、可能な限り、いろんな選択肢を想定しながら、いろんな策を練っていききたいというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） 他にございますか。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 29ページの民生費と49ページの教育費、いずれも返還金の件なんですけど、ちょっと私が見たときに、これ7年度の返還をされているのかなと思って、早く処理されているなと思ったら、先ほど6年度の分と言われましたけども、それはそれで、これです6年度のこの返還金っていうのは、これがもう最後なんですかということをお伺いします。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。こちらの分につきましては、もう令和6年度でもう決定した額になっておりますので、その差額の分のところを返還するという形になります。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。子育て支援課に関する部分も同じでございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） そうだと思っているんですね。要は予算を作るときに、この桐島課長のところは、これ教育費って私立幼稚園の町外に行っている人とかもこれ入っているんでしょ、この教育費の中に。何が言いたいかといったら、要はこういう対象になる人員をきっちりある程度、見極めておけば年末というか今年度末とかに、これ6年度ってことはもう1年遅れてますわな。だから、そういうのが発生することがないと思うんですよ。だから、私が言いたいのもうちょっとシビアに人員というのを見て予算化して欲しいということが1つです。次のところは、8年度はきっちりお願いしますということが1つ言いたいんです。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。今回の部分のこの予算の返還につきましては学童保育、教育委員会の部分で学童保育所の部分の運営、それから支援員の加配分、そういったところでの予算になってきておりますので、その部分にかかる経費の補助率でもらっている分の返還という形になっておりますので、子どもの数といいますか、どちらかといえば、この分については支援員の方の加配の分とか、そういった部分になってこようかと思えます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。おそらくご指摘の部分は、子育て支援課所管の部分についてだと思います。これまで予算を策定する際に、実際にご利用になる人数の推移よりも、それぞれの園が抱えている定員を見て、定員いっぱいまでの予算を取るというやり方とってきておりましたので、これだけの返還金が毎年続いている状況を鑑みまして、議員がおっしゃるように利用者の人数の把握に努めまして、今後の予算については計上させていただきたいと思えます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。はい。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 先ほど債務負担行為の補正で、5つ挙げられていましたよね。すべてっていうわけじゃないですけど、要は予算を入札案件とかで、3者見積もりをとるときに、A、B、Cとあるとすれば、真ん中の条件で予算化をしてしまうということ、それがルールだということを何回も聞いているんですよ。私も予算会議とかに出て質問をして、その返答はそういう返答ですよ。例えば、広報誌の配布委託料、これが2,900万円ぐらいあるんですかね、2,970万円。単年度でいくと、ものすごい伸び率になるんですよ。

要は私から言わせたら、これプロだったら、こういう不要な予算は必要はないと思うんですよ。これはどこでも一緒です。その予算を組んで、結果的に入札しました、そしたらその予算を組んだ金額の7掛けぐらいありましたと。3割はアローワンスがあるわけですよ。だから、そういうのをもう何回も毎年いたるところとは言いませんけど続けておられると思うんで、次からやる場合は、その人件費が5パーセントずつ上がって、5年で例えば二十数パーセント上がるとか、そういうことはあるでしょうけども、もうちょっとシビアに予算計画、予算組みをして欲しいなというふうに思うんですが、誰が答えてくれますか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。議員おっしゃることは、よくわかります。できるだけシビアには当然、予算査定するときも行っておりますが、実際に予算がないと事業が執行できないわけで、その時にまた予算の見積もりをする、あるいはその時の時点の歩掛で設計をしたときに、1円でも予算が足りないともう事業が執行できないということにも陥ります。あるいは、安い設定にしすぎると入札参加者がいないということになりまして、今度はそれに応じた補正予算をまた組まなきゃいけないということで、そうなるとう事業執行が3ヶ月、定例会通りにいくとですね、3ヶ月遅れることになります。遅れても構わないやつはよろしいんですけども、広報の配布とかは4、5、6月、業者が決まりませんでしたので配布しませんというわけには参りません。ですので、やはりこの辺は余裕を持った予算を取ります。でも、執行契約はその入札等によってシビアに行っておりますので、予算はちょっとおっしゃるとおり過剰というか、ちょっと多めには取らせてもらっている部分もありますけれども、契約に関してはシビアな、その時の適正な価格でできているんじゃないかというふうに考えます。特に今回も補正させていただいておりますが、相島漁港の軌条の船を陸上に上げる、いわゆる線路の交換の工事なんですけれども、いわゆる今の時期に見積もりを取って積算して取った予算が、今かけるともう数百万円足りないというふうな物価の上昇もありますので、そういったこともできるだけ避けたいがために、予算上はどこまで必要かというのは非常に難しい判断になりますけれども、そういった考えのもとに予算の編成は行っておりますので、ご了承いただければと思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 重々おっしゃることはわかっとなです。例えば、今、私はこの広報誌の配布の委託料等を言いましたけど、その下にある可燃物袋製作委託料、これも何年か

前に課長さんにちょっと質問したことがあるんですね。だから、言われていることを、要するに長い経験の中で、3年に1回ぐらい見直しますよということも、プロだったら大体わかると思うんですよ。だから、そういう部分と見通しができない部分というのを分けて、それでできる部分については、なるべく近いところで予算化したらどうですかというのを言っているわけです。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。それを踏まえて、先ほど私も答えたつもりでございますので、はい、回答は同じになります。

○議長（松井 和行君） 他にございますか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 28、29ページ、PFIのところですけど、まず今度の幼稚園の、要はその施設に関しては、このPFIとかPPPとか、そういう方式でもう進めていくということだと思うんですけどね。その点が1点。それで、これのアドバイザー契約をしてどういうふうなもの、例えばこういうふうな形、こういうふうな施設で、こういったPFIの形でやれば、いったら参加者がいますよとか、引き合いがありますよとかいうのか、どういうふうな形の結論が出てくるんでしょうか。それが1点。それと、そびあとかシーオーレとかの駐車場整備の予算があがっていましたがね、何か安全対策というふうな形で言われていたけど、どういった内容なのか、どういうふうな安全対策をされるのか。それと、一番最後のところ、ちょっとページ数がわからぬのであれですけど、財産管理費、財産の取得で隣の隣接地を買って、そして町が売るというふうなことだったと思うんですが、これについて具体的に何かその場所とかわかればいいんでしょうけど、こういった形、経緯で進められるのか、それが1点。それと、先ほど横大路議員の方からふるさと納税のことを言われましたけど、ふるさと納税が下がっていると、だんだん下降気味だということなんですけど、いろいろ通達とか何とかで変わった部分が影響しているのかなとは思いますが、これは全国どこの町でも一緒ですよ。この下がっている要因というのを検証してあるかどうかわかりませんが、実際、何なのかということ。今、課長がいろいろ考えて、こういった方法もいいとか言って考えられてるっちゃうか、今も考えられているんですよ、多分ね。なんか見よると、何年か前の形と違和感があるっちゃうか、前はおもてなし協会がガンガンやって、おもてなし協会がこうやって、こういう方法がいい、ああいう方法がいいとかいうふうなことでやられていたのが、おもてなし協会の今の立ち位置、町との関係性というか、そこら辺が何かあんまりおもてなし協会が精力的に動いていないのかなというふうな、ちょっと印象

を受けたんですけどね。その点がわかればと思います。

○議長（松井 和行君） はい。最初に、子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。それでは、私から旧東幼稚園の再利用に関するPFIに関する質問について、お答えさせていただきます。PFIを事業手法として取り入れるかどうかということに関しては、そもそも大変大きな事業費になりますので、PFIを導入することで事業コストの削減とか、提供するサービスの向上とかが見込めるのではないかっていうふうに担当課の方では考えておまして、今回のアドバイザー事業とか導入可能性調査事業でやることといたしますと、そもそもこの私たちがやりたいと思っている事業がPFIを活用することで計算をして、その事業コストが本当に通常通りの公共事業としてやるよりも削減されるのかどうか、これを長期のスパンで見ても計算をして、どのぐらいの事業コストの削減ができるのかっていうところまでやります。それと、あとは私たちが提案したいとしている事業をPFIでやることについて、法制度上の障害とか制約がないかとか、そもそも民間事業者さんも自分のところに利益がなければ参入してきませんので、民間事業者さんの参画が見込まれるような収益性のある事業として計画できるのかどうかと、あとそういう最終的にこれを導入することによって、町にとってどんな良いことがあるのか、もうそもそも導入しても大した効果がないのかどうかということが、最終的な結論として出てきます。それが出た後に、アドバイザー調査、ちょっと2段階になるんですけども、アドバイザー調査として実際にもう導入という方向になったときに、どういった事業者さんをお願いをするかとか、性能発注のやり方であるとか、事業者さんをその事業パートナーを決定するまでのやりとりについてのアドバイスももらいながらやっていくというような形になろうかと考えております。ちょっと説明については、ちょっと稚拙な点があるかと思いますが、大枠はそういうイメージとだけいただければいいかと思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） すみません。駐車場の安全対策についてもお尋ねでしたので、シーオーレ分について説明をさせていただきます。夏ぐらいにそびあの駐車場の所で死亡事故がございまして、駐車場の安全対策がきちんとなっているのかという見直しをいたしましたところ、白線部分が消えていたりとか、子どもたちが渡る横断歩道の白線が消えているとか、そういった部分が見受けられましたので、シーオーレにつきましてはちょっと新しく徐行とは書いているんですけど、まあまあなスピードで入ってこられますのでロードハン

プっていうんですかね、ポコッてなったやつの設置でありますとか、白線の引き直しとあとそれと駐車場から建物に移動してくるときの人の動線をちょっとここを歩いていきますよという形で誘導したいので、ちょっと動く場所に色をつけて、ここを歩いて建物に通ってくださいといったような、そういう対策をシーオーレの方ではやりたいと考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 社会教育課長。

○社会教育課長（井上 和広君） そびあの駐車場の安全対策についてをお答えさせていただきます。そびあにつきましても、歩行者専用のカラーボックスでの歩行帯の設置、それと横断歩道の設置、ハンプの設置、それとゼブラでちょっと矢印が見えにくいところがありますので、そこのゼブラをちょっと消して、矢印を見やすくするのとあと規制の標識、それと徐行の表示を行うようにしております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 民有地の方ですね、総務課長。

○総務課長（森 和也君） まず安全対策、役場の方も行いますけれども、役場の方の安全対策につきましては、シーオーレとかそびあと大体同じような内容ですけれども、グリーンベルトを作ったり、横断歩道をつけたり、あとポストコーンなどの設置などを考えております。あと、普通財産のことになりますけれども、場所につきましては立花口の名子山ですね、高速道路の近くになりますけれども、以前公社が所有していた土地を普通財産として、今管理させていただいている部分なんですけれども、そちらの処分を今計画しております、処分するに当たりまして道路に面した部分が一部、普通財産の方も面してはいるんですけれども、多くのところが民地の部分がたまたまかぶったような感じでせり出しておりましたので、その部分を一緒に買わせていただいた上で売却しようということで、今回購入をさせていただくようにしています。測量が昨年うちに終わりました、今、不動産鑑定などを進めさせていただいているところで、分筆などをした後に処分をしたいというふうには考えております。最後に、ふるさと納税、おもてなし協会さんとの関係性のことをお尋ねだったと思いますけれども、以前おっしゃるように、おもてなし協会さんの方も委託料の割合が大きかった部分もあったとは思いますが、いろんな活動をされておられたと思います。現在、やはり経費の割合が下がった関係で委託料の割合も下がっているので、なかなか思ったPR活動などができていないところもあるのかなというふうには感じております。ですので、いつも事務局長の方なども含めていろいろ話はさせていただいておりますけれども、なかなかちよっ

と即効性のあるような打開策を見いだせていないというのが現実でございます。今後もお話を綿密にさせていただきながら、少しでもふるさと納税の寄附額が増えるような努力はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井 和行君） よろしいでしょうか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） まずPFIですけど、2段階であって最終的に要はPFI方式ではやらないという結論もあるということになるんですかね。それが1点。で、先日いただいた資料の中で、有力な候補っていうか、これが有力じゃないかみたいなことを言われていたと思うんですが、それに至っても13億円ぐらいかかると。みたいな感じで言われていましたよね。当然、PFIですから収益が上がらないといけない。だから、この中に賃貸アパートがあるような計画もあって、そうしないとやっぱり事業者がなかなか食いついてこないというふうなことはわかるんですけども、町としてのその財政負担ってというのは、要は初期投資を抑えられるメリットがあるわけですよね。例えば13億円あれば、これを何年で返すかわかりませんが、年間1億円ずつ返していくとか、そういったことになると思うんですけどもね。そういったことは大体アドバイザー契約をしなくてもわかるじゃないですか。およそね。あとは、どういったものを持ってくればいいのかは、そのアドバイザーさんがしたりとか、今の社会的なニーズをすればいいんで、大体おおよそわかることはわかるんで、何が財政負担が例えば20億円とかかかればやめますよというのか。13億円ぐらいはかかってもいいというふうな結論というか、試算してあるんで何がどうなればやるのか、やらないのかということは今現時点でわかるんですかね。それが1点。それと、駐車場の件はいいんですけども、ふるさと納税ですけどもやっぱりその委託料が下がったので、ちょっとおもてなし協会の熱量がなんか低くなったみたいなことなんでしょうけどね。ただ、やはり以前はもう一心同体、一蓮托生でやってたんですよね、町と。そういうふうな答弁があったんですよ。今のおもてなし協会の決算書とかをもらっていますので、そしたらやっぱり利益が出ているわけですよね。そしたら、ある意味やっぱりしっかりと責任を果たしてもらおうっていうか、ある程度のその何か町としても、これぐらいはしっかりとやらしてもらわないと町の方も困るとか、打開できる策はあると思うんですよ。ただ、その本人さんがやる気があるのか、ないのかわかりませんが、なければなかなかせんとかいうふうなことじゃ、いけないと思うんですね。だから、そこら辺をしっかりとやはり今後も打ち合わせてやっていただいて、ぜひとも良い方向に向かっていただきたいというふうに思うんですが、その点いかがですか。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） P F I の件についてお答えします。私どもの方で考えております、そもそもやるのか、何を基準にやるか、やらないのかを決めるのかっていう話なんです、基本的には P F I を導入すれば、初期投資を平準化して、長い期間をかけて予算を町が考えていく中で、平準化されることで行政運営がやりやすいついていう点がありますので、事業者さんの参入が見込まれれば P F I をやる価値は非常に高いというふうに考えておりますので、今回の導入可能性調査では、私たちがやりたいと思っている機能を性能を生かして、それをうまく事業に活かしてやっていきたいという事業者さんがいれば、これは P F I 導入の方向に舵を切っていきたいというふうには考えてはおります。ただ、実際にその結果が出たところで、議会等にもご報告させていただいて、本当にそれでいいのかっていう、ちょっとご意見を伺うような場は当然持ちたいとは思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。現状として、おもてなし協会さんとの連絡のとり方がまだ不十分だったのかなという反省はさせていただきたいです。以前は、どの程度されていたのかというのをちょっと確認してはいないんですけども、今後、議員おっしゃるように連絡、打ち合わせなどを綿密にとっていながら、おもてなし協会さんと一蓮托生になるように、一生懸命進めて参りたいというふうに思っております。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。P F I ですが、要は課長の方の趣旨っていうか、目的はこれに書いてある6項目ぐらいの目的をクリアすれば、あとは事業者さんが立てて採算ベースに乗るかとかいうことだと思うんで、ぜひ多分大丈夫とは思うんですけども、しっかり今から検討されてやっていただきたいというふうに思います。それと、ふるさと納税ですけど、これもう以前から私もずっと言っていたんですけど、やはり特命なんですから、委託料も入札してないわけですよ。だから、そこら辺はやはり一蓮托生が悪ければ、もう一心同体の関係であったというふうに思っていますので、やっぱり特命っていうことを重く受けとめていただいて、やはり良い方向に向かうような形でぜひやってください。

○議長（松井 和行君） 答弁よろしいですね。総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。しっかりおっしゃることを理解して頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（松井 和行君） 他にありますか。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） はい。今の東幼稚園の跡地利用の件なんですけど、今シーオーレ新宮に子育て支援課がありますよね。子育て支援課の機能っていうのは、今後、幼稚園跡地に施設ができたときに完全に移るのか、その役割分担ですね、それがどうなるのかなとちょっと気になっていまして、というのが高齢者の方が健康福祉課で窓口がわからないみたいな形で、あちこち行くっていうようなことがありますので、そうなったら町民の方にすごく不便をかけることになりかねないので、そのあたり現時点で考えてらっしゃることがあれば、ちょっとお聞かせください。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。今後、旧東幼稚園の再利用の中で、何をやっていかっていくのをこれからしっかり固め、目標はありますけれども、具体的に固めていく中で子育て支援課のあり方とか、そういったことも詰めていくことになろうかとは思っています。ご心配のように、このことは同じ子育て支援課だけど、どこに行ったらいいのかなと、町民の皆様が迷うような形にはならないようにやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） はい。その点は大丈夫なんですけど、構想が出されて文書を読ませていただいたんですけど、これコンサルが作られたと思うんですけど、提言のところで4案出て、一応A-2案という形で、旧幼稚園跡地を建て替えて作るっていうのが有力だったというふうなことだったんですけど、それ以外にC案という形で図書館と歴史資料館を移して、包括的にちょっと公共施設を配置し直したらどうかという案もありました。その点について、ちょっとどこで伺ったらいいかなと思ったんですけど、ちょっと町長にお伺いしたかったんですけど、町長自身は現時点でこれ確認になるかと思うかもしれませんが、A-2案とC案っていうのが提言ではあったんですけど、町長自身はどういう形で進めていきたいというふうな思いでおらっしゃるのでしょかっていうのをちょっと聞きたいんですけど。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。私の案もA-2案でございます。C案も当然検討いたしました。やはりシーオーレの方も建築年数がかなり経っておりますし、図書館はもう当初のまんまですので、リニューアルを兼ねて場所も変えるのも僕はいいいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、全体的なこと、費用のことも当然ですけれども、そういったことを考えて結果的には、A-2案にトータル的に考えて落ち着いたということでございます。た

だ、落ち着きましたが、今から行う調査においてサウンディング調査等において、新たに参入される業者さんが、またいろんな全然僕たちで思い浮かばないような案、そういったものもご提案されるかもしれませんので、それらも別に拒否することなく、ゼロベースで考えていけたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） それでは、ここで質疑を打ち切り、第111号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第111号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。庵原委員長、よろしく申し上げます。ここで14時まで休憩いたします。

午後12時45分休憩

.....  
午後2時00分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど温水議員の方から質問があった分で答弁がありますので、学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。第102号議案の審議の際に、温水議員の方から今現在の待機児童数の人数を聞かれておりましたので、お答えさせていただきたいと思っております。

10月末時点、最新でございますけども、10月末時点で新宮東小学校3名のみとなっております。

以上でございます。

---

## 日程第21. 第112号議案

○議長（松井 和行君） 日程第21、第112号議案、工事請負契約の締結について、そびあしんぐう外壁等改修工事を議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第112号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。1、契約の目的、そびあしんぐう外壁等改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額11億7,720万8,900円。4、契約の相手方、株式会社立花建設、代表取締役、岩隈仁。5、工期、契約の締結の日の翌日から

令和9年3月5日まで。提案理由といたしまして、そびあしんぐう外壁等改修工事を施工するため、令和7年10月27日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、(1)入札結果表をおつけしています。(2)工事概要としまして、外壁、屋上防水等劣化全面改修1式、外部建具廻りコーキング打替1式、機械設備工事1式となっております。2ページ目をお願いいたします。(3)としまして、位置図及び配置図を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第112号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第112号議案は原案の通り可決されました。

---

## 日程第22、第113号議案

○議長（松井 和行君） 日程第22、第113号議案、福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第113号議案、福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

新宮町美咲2丁目に設置しております、福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、公益社団法人新宮町シルバー人材センターを指定管理者として指定するものでございます。理由といたしまして、新宮町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、福工大前駅自転車駐車場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。それでは、1ページをお願いいたします。選定組織、選定委員会の開催経過等は、そちらに記載のとおりでございます。選定理由でございますが、平成30年度からは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づきまして、町内高齢者への雇用促進の観点から、公益社団法人新宮町シルバー人材センター

を指定管理者として指定しているところでございます。現在の指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了し、新たに指定管理者を選定するに当たり、継続した町内高齢者の雇用を確保するため、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づく特例による選定を行うこととし、当該団体から提出されました事業計画書等を審査し、また当該5年間の指定管理期間における業務についても特に問題はなく、良好に管理されていたと認められるため、継続して指定管理者とすることが適当であると判断いたしましたので、決定いたしましたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 自転車駐車場の2階があったかと思うんですけど、その現状はどういう形になっているのでしょうか。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい。お答えいたします。現状は、まだ以前のまま使用できない状況、ちょっと倉庫的な形で利用させてもらっております。以前から、有効利用につきまして検討ということでお話があっておりまして、本年度2度ほど福岡市さんの方と協議をさせていただきました。なかなか処分するということとか、違う用途に変えるものっていうところがいろいろ法的な要件の手続き等もございまして、まだ現状としましてはちょっと話が進んでいないところでございます。現状としては、なかなか駐輪場以外の用途に使うのが難しいというようなお話があるんですけども、今後、継続して福岡市さんの方と協議をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 指定管理者さんから事業計画が出ているっていうことですけど、そこら辺にうたい込まれているとか、うたい込まれるとか、2階をどうするかとかってというような話は別に話としては入っていないということですね。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい。特別、2階に関する利用ということはどうなっております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第113号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第113号議案は原案の通り可決されました。

---

### 日程第23. 第114号議案

○議長（松井 和行君） 日程第23、第114号議案、新宮町農産物直販所の指定管理者の指定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第114号議案、新宮町農産物直販所の指定管理者の指定について説明いたします。

新宮町農産物直販所の指定管理者としまして、粕屋農業協同組合を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間指定するものでございます。理由としまして、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、新宮町農産物直販所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。次のページに参考資料を添付しておりますので、ご覧ください。選定組織、委員会等の開催経過等は記載のとおりでございます。選定理由といたしまして、新宮町農産物直販所は平成18年度から粕屋農業協同組合を指定してきており、地域農業の振興と地産地消の推進、地域住民への安全・安心な農産物の提供という役割をこれまで特に問題なく良好に果たされてこられております。今後もこの方向性を進展させていくため、特例選定としまして指定候補者とするについて決定するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第114号議案、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第114号議案は原案の通り可決されました。

---

### 日程第24. 第115号議案

○議長（松井 和行君） 日程第24、第115号議案、相島観光交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第115号議案、相島観光交流拠点施設の指定管理者の指定について説明いたします。

相島観光交流拠点施設の指定管理者につきまして、Sweet's Home株式会社を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間指定するものでございます。理由としまして、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、相島観光交流拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。次のページに参考資料を添付しておりますので、ご覧ください。この指定につきましては、一般公募によるプロポーザル方式により選定しております。選定組織、委員会の開催経過等につきましては記載のとおりでございます。選定理由としまして、後段の下から4行目あたりになりますけれども、相島には多くの観光客が訪れることで、そこで生活をする地域住民の平穏な日常生活を確保することが課題となっております。このため、これまでの観光に重点を置いた施設の活用だけではなく、観光客と相島住民とのより良い関係づくりができる交流拠点となることを勘案した取組を行うことで、将来的に持続可能な観光振興を図ることを目標に提案を広く募集いたしました。応募者から提出されました事業計画書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、1番評価が高かった応募者を指定管理者として決定するものでございます。追加資料として、24-02の資料になりますけれども、ご覧ください。追加資料としまして、指定管理候補者とプレゼンテーション結果の詳細を記載しております。こちらの事業者は、現在、本施設の2階で軽食の提供やお土産品の販売等をされている事業者でございます。相島住民、それから観光客、そして観光客が目的とされている猫の3者が調和し、持続可能な離島観光を目指す提案内容でございました。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。お尋ねをします。これ選考委員長である副町長にお尋ねをしたいと思うんですが、今回、応募者の方が4社ということで報告が出ていますが、この中で今回の業者さんが決定に至った1番の、言ってみれば評価箇所っていいですか、どういふところを評価されたのか、具体的にもしプレゼンの中で目につくような部分がありましたら、お答えをいただきたいというふうに思います。もう1点は、これまで指定管理をして

いました、おもてなし協会がこの選考の中に業者としてあったのか、なかったのか、その点だけお答えください。

○議長（松井 和行君） 副町長。

○副町長（財間 輔君） ご答弁申し上げます。まず、評価のポイントでございますけども、応募要項にも公表しておりましたけども、評価の項目として重点項目としまして、2点挙げさせていただいております。まず1点目としましては、事業計画の実効性、あとどれだけ効果的に寄与できるかという部分と、あともう1点につきましては地元住民の方との交流を新たに付加的な価値として付け加えられるかどうかという2点を重点項目として挙げさせていただいております。先ほど、産業振興課長の方からもご答弁申し上げましたとおり、この4社の中で、該当の企業様が一番効果性のあるものというものを、審査委員4名おりましたけども、合計点を見ていただいておりますけれども、僅差の点数ではなく、明確な点数差のついた中で結果が出ておりますので、それが証左かなと思っております。もう1点が、おもてなし協会が参加したかどうかでございますけども、応募要項の中でどの企業様が事業提案をされたかどうか、公表するかどうかというものをあらかじめオープンにして良いかどうかというのは公表しておりませんでしたので、ちょっとこの場では参加したかどうかというのは、お答えは差し控えさせていただこうかなと思っております。よろしいですか。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 1点目は了解しました。ちょっと2点目については、組織の特性上、例えば一般の民間企業さんであれば、当然そういう選択肢もあろうかと思うんですが、おもてなし協会の場合はこれまで特命で、ほぼ特例措置で指定管理を担ってもらったわけですが、今回参加したか否かぐらいは、中身がどうだこうだって聞くつもりはないんで、参加したかどうかぐらいは回答いただいてもいいんじゃないかなという気がするんですが、どうでしょう。

○議長（松井 和行君） 副町長。

○副町長（財間 輔君） はい。では、参加したかどうかの有無だけお答えさせていただきます。参加いただいております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にございますか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。この会社自体が、今その軽食とか云々やっているところ

なんですよね。結局今、軽食とか2階ででしょ。そこは、要はおもてなし協会の繋がりができた業者なんですよね。バイクじゃないけど、スクーターじゃないけど何かやっていますよね。そういうところなんですよね。実際、おもてなし協会も参加されて、こういうふうになったということなんですけども、現実問題としておもてなし協会が、要はちょっと視点をずらすではないけども、何かそういうふうな感じも感ではないですよね。要は繋がりがああるわけでしょ、この業者さんと。ないんですか。その点を1点。それと今、A社、B社、C社とか書いてありますけども、要は入札の結果表とかいうのは全部業者が出していますよね。公表にするか、非公表にするかを問うてないってということなんでしょうけど、やっぱりこれは公表すべきじゃなかろうかと私は思うんですけど、その点をお伺いします。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。お答えいたします。まず、今現在、指定管理を行っておりますおもてなし協会と今度の事業者の方が繋がりがああるかどうかということなんですけども、最初は2階に入られるときに、こういう業者さんがあありますよということでご紹介を受けた程度で、繋がりはそこはないものと考えております。それから、業者名の公表ですけども、入札結果等につきましては価格の競争のみということですので、そこら辺は公表されるべきものと考えておりますけども、今回の内容につきましては、プロポーザルによる選定ということで、基本的にはこちらの提案に対する、その提案が返ってくるということなんですけども。場合によっては、見方によっては一般の方からすれば、そこがもしかすると優劣の判定に繋がっていくということも考えられますので、そこについては公表は差し控えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。結局、この配点内容がああるじゃないですか、配点内容。副町長の方が実効性と交流の部分を重視したと。それが配点が高かったみたいな話なんでしょうけど、この配点を見ると、地域の交流っていうのはあまり高くないような気もするんですよね。ただ、実効性っていうのはないといけませんけども、実効性自体はある程度、予算的にも、要は今までやってきた実績がああるんで、ある程度読めるところはあると思うんですが、その点についてこれで取られた業者が、しっかり地域との交流とかいうのは重視してやられるんでしょうかね。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。お答えいたします。今回この地域との交流というところは、先ほど申しました、相島の地域の皆様とあと観光客が多く来られている状況、それから猫目的ですね。そういった猫というところで3者の関係性を町としてではなくて、地域の目線といたしますか、観光客と地域の方との中立的な目線で見ただけであればいいかなというところで、今回この項目を入れたところでございます。ここにつきましては、この事業者の方は特に力を入れておられるということで考えております。今現在も、そういった取組をされてきておられますので、こちら辺は十分対応していただければいいものと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） この業者さん、前は違うところに本社があったんですね。それで1年ぐらい前に、本社を移された。相島に移されたっちゃうことなんですけども、従業員も18人いらっちゃって、結構な状態だとは思んですけどね。そしたら、ここで事業を展開する場合、委託されてやる場合はどんな形になるのでしょうか。要は、こっちから通ってくるのか、それとも要は拠点があるので、そこに住まわれてやるのか。従業員さんがやられるんですけど、これをまた委託とかしませんよね。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。体制につきましては、現在の計画の中では、地元の相島の方の採用もされるということで伺っております。当然、こちらからの通いの方もおられるというような形になろうかと思えます。

○議長（松井 和行君） 他にありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第115号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第115号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第25、第116号議案

○議長（松井 和行君） 日程第25、第116号議案、新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第116号議案、新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者の指定について説明いたします。新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者として、株式会社GOLANDを令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間指定するものでございます。理由としまして、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めますのでございます。次のページに参考資料を添付しておりますので、ご覧ください。この指定につきましても、一般公募によるプロポーザル方式により指定するものでございます。選定組織、委員会の開催経過は記載のとおりでございます。選定理由としまして、前段は割愛しまして1番最後の行からですね、今後は「観光を通じた地域住民と来訪者との交流創出」を目指し、イベントや展示会の開催など施設を有効活用し、来訪者の増加を目指すとともに、観光案内、飲食物提供及び地域産物等の販売を通して地域住民との交流の場として充実を図ることを主な目標としまして提案を広く募集し、応募者から提出されました事業計画書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、一番評価の高かった応募者を指定管理候補者として決定したものでございます。追加資料として25-02をご覧ください。追加資料としまして、指定管理候補者、それからプレゼンテーション結果の詳細を記載しております。こちらの事業者の代表者は、地元立花口に現在お住まいで、事業としまして広告デザインを主として、近年ゆず胡椒の製造、販売も始められております。広告デザインの技術力とゆず胡椒を活用して、施設や地域の活性化を目指す提案内容でありました。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3番 温水 真君） 何年もこの東部地区の分については説明を受けているんですけど、なかなか実が結ばれてないと思うんですけど、このGOLANDっていうんですか。ゆず胡椒を販売して、年間で1,450万円、1,500万円ですか。300日として1日5万円ですわな。プレゼンをいろいろ聞かれていると思うんですけど、実際、食品、日用雑貨の販売、広告の企画、制作はちょっと別として、ということも書いてありますけど、具体的には文言で書くことは簡単なことなんですけど、実際どういう物を売って行って、どういう商売をやっていくとかっていうのは何かそういうプレゼンを受けられているんですか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。説明いたします。プレゼンの中では、いろいろ細かい提

案とかもあっております。主なところにつきましては、これまでされてこられました、おもてなし協会の指定管理の中では、観光事業とか、ある程度といいますか、結構力を入れてこられてたかと思えます。皆さんからご指摘いただいていた部分につきましては、軽食とかカフェの部分かなと思っております。そういった点につきまして、今度のこちらGOLANDさんの提案内容としましては、例えばそこで朝食とか昼食を提供していきたいと。ただ単に朝食とか昼食ではなくて、やはりそこは四季の食材を使って、地元の食材を使って計画していきたいとかですね。それとか、ゆず胡椒の製造、販売ということで説明いたしましたけども、こちら辺にだいぶ自信を持っておられまして、そういったのを使用しながら、もう何の食材にもありますということで、そういったところを使用しながらカフェの運営をしていきたいというところで考えておられました。カフェの部分につきましては以上ですが、他にも登山客の取込ですとか、地元との交流とかいろいろ具体的な提案もいただいております。どこまで実行できるかは、また今後の協議とかになってきますけども、発信力も含めて頑張っていたらいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。温水議員。

○議員（3番 温水 真君） 課長が期待されているということで大丈夫でしょう。しっかり頑張ってください。よろしくお願いしますよ。

○議長（松井 和行君） 他にございますか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。1年ちょっとぐらいの会社で、新しいとか古いとか、小さいとか大きいとかいうのは、さほど関係ないとは思いますが、今まで食品の販売とか日用品の販売をしていますけども、店舗を持ってされていたんでしょうか。それが1点で、この中にあと2社いますけど、この中にはおもてなし協会は入っていますか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。こちらの方は、ゆず胡椒の製造、販売をされたのは数年ということですが、それまでは広告宣伝事業をずっとされていた方で、まずもともとはその会社に所属してあったと思うんですが、その後、独立されて長年やってこられてある方でございます。店舗につきましては、今現在、店舗はない状況だと考えております。EC販売ですかね、通販とかで販売をされているということでお伺いしております。それから、おもてなし協会の参加ですが、こちらについても参加していただいております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他に。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。また、副町長にお尋ねをしたいと思います。相島の島の野、正式名称なんだっけ。皆さんご存じのように、来島者の方たくさんいらっしゃるんで、そういう人、お見えになった方々をいかにその施設に導入するかという視点でよかったですけども、今回の場合はそもそもその周辺部に人がいるわけじゃない。住民の方はいらっしゃいますよ。ただ、要するにここの場合は、その施設にお客様を呼び込まないかんという大きな違いがあるわけですね。それが現実的に、これまで成功していなかったということによって、新たに指定管理者を選ぶことによって、その実現をしたいという事での選定だろうというふうに思うんですね。そうすると、ただ単に飲食物を並べて飲食業ですよ、物を並べて物販ですよって、これでお客さんは来るはずないんですよ。結局、どこにどうやれば人が集まってくる地域が活性化して、地域の皆さん、当時「こみんかみかん」を開設するとき、地域の皆さんがその施設を使って、例えば飲食を提供したりというような選択肢も中にあったんですね、当時は。しかしながら、それは何1つ実現せずに、ここに至った。それから考えると、いかにしてお客さんを集め、なおかつ地域の皆さんがその施設を使って、例えば物販、それから飲食を含めてやる。でも、今回の場合は指定管理ということで、この業者さんがすべて多分やるんでしょう。そうすると、地域の皆さんとの共存という形がどういう形で実現するのか。まず、このビジョンがあるのか、ないのか。将来的に、一旦は施設の順調な展開が進めば、そういうところに展開するという選択肢もあるかもしれませんが、いずれにしてもビジョンとして、どういう取り組み方をするのか。要するに、お客様をいかに集めるのか。ここの要するに目算、計画っていうのは見えているのかどうか、選定にあたってっていうことをお尋ねしたい。

○議長（松井 和行君） 副町長。

○副町長（財間 輔君） はい。お答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、相島の状況と東部地域の状況は多少異なりますけども、東部地域は中心で来られている方は、立花山の登山客のお客様かなと思っております。応募要項にも書かせていただきました町の思いとして、登山客がこれだけの推移をしていて、そのお客様をどう取り込むのか、どう施設に立ち寄っていただくのかという目標、町の期待というものを応募要項には書かせていただきました。その上で、事業計画にも各社反映していただいているんですけども、この該当の事業者さんですね、まずはやはり自然とそこに来ていただいている登山客のお客様をまずはターゲットとして、施設の交流人口を増やしていこうという計画でございます。それは1番自然だろうなと思いますし、まずはそこから交流人口を増やしていく中で、交流人口が増えたあとは地域

住民の方との交流、その中でもいくつか具体的なアイデア、事業提案もございましたけども、ちょっとそれは企業様の提案の内容に係る部分ですので詳細については言及されますけども、将来的にはステップを踏む必要があるかと思えますけども、事業者様からの提案の中ではきちんと含まれておりました。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第116号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第116号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第26、第117号議案

○議長（松井 和行君） 日程第26、第117号議案、相島災害時援助施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） 第117号議案、相島災害時援助施設の指定管理者の指定について説明いたします。

相島災害時援助施設の指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、相島区を指定管理者として指定するものです。理由といたしまして、新宮町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、相島災害時援助施設の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものです。次のページ、1ページをお願いいたします。この1ページに参考資料をつけております。本施設に係る指定候補者の選定について、選定組織、委員会の開催経過等については記載のとおりでございます。4番の選定理由ですが、本施設は平成24年度の建設当時から相島区が指定管理者として管理運営を行っているため、特例による選定を前提として、相島区から提出された事業計画等を審査し、また災害時等において地域の実情を踏まえた迅速な対応ができていることから、指定管理者としての条件を満たしておりますので、継続して相島区を指定管理者とすることが適当であると判断し決定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第117号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第117号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第27. 請願第2号

○議長（松井 和行君） 日程第27、請願第2号、医療機関の事業と経営維持のための診療報酬改定及び緊急財政支援措置を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。議案の説明を求めます。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 請願2号、医療機関の事業と経営維持のための診療報酬改定及び緊急財政支援措置を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願について。紹介議員は私、横大路政之と安武久美子議員です。

補足説明をいたします。最近、病院経営が厳しい状況にさらされている報道を目にする機会が多いと感じられるのは私だけではないと思います。その要因の1つである診療報酬については、令和8年度の見直しに向けて国も動き出していますが、見通しはまだ不明です。そして、その手続きは社会保障審議会において策定された基本方針に基づき、中央社会保険医療協議会で具体的な診療報酬点数の設定等の審議が行われ、政府の予算編成過程を通して改定率が決定されることになっております。そのような中で、厚生労働省は11月26日、医療機関の経営状況を調べた医療経済実態調査の結果を中央社会保険医療協議会で公表いたしました。それによると、病院全体の67.2パーセントが赤字で一般病院では72.2パーセントが赤字でした。また、国立大学病院長会議の会長は、去る10月3日の記者会見で、2025年度の国立大学病院全体の経常損益は400億円を越す赤字になる可能性があるとして報告しました。そして、赤字病院は全国にある42の国立大学病院のうち33病院に上る見通しであるということも報告されました。国立病院機構についても、2024年度の経常収支は375億円の赤字に転落し、これは全国140病院のうち84パーセントにあたる118病院に上っています。これらの大きな要因は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されたことにより、それまでの補助金が終了したことと、医療費、人件費、

光熱水費などの支出が大幅に増加したことが要因だと言われております。そこで経費節減のため、施設整備費を減額する病院も多くなっています。医療機器等の更新ができない、新たな機器が購入できない状況であることも報告されております。このような背景の中で、今年3月には日本医師会と6病院団体は、令和8年度診療報酬改定に向けた合同声明を発表しています。また、全国知事会は5月に緊急要望を厚生労働大臣に提出しております。病院の経営が立ちいかなくなれば、病院の統廃合や閉院に繋がり、ひいては私たち国民の生命が危機にさらされることになりかねません。具体例は省略しますが、福岡県でも病院の倒産は発生しています。また、久留米大学病院は1994年に旧厚生労働省から国立久留米病院を譲り受け、久留米大学医療センターとして専門性を高めた医療を提供していましたが、経営的に厳しい状況となり、病棟機能を段階的に再編、縮小し、大学病院に機能を統合することを今年の5月に発表しました。このまま対応が遅れば、各地で同様の病院再編や閉鎖が起こることは容易に想像できます。そして、地域医療が深刻な状況に陥ることが危惧されます。そこで地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のため、1、医療機関への緊急財政支援措置を行うこと、2、地域医療の質や供給体制の維持に向けた診療報酬改定を行うこと、以上2点の意見書の提出を求めるものであります。なお、参考のために申し添えておきます。福岡市議会は全会一致で、北九州市議会、宗像市議会は賛成多数で、すでに可決しております。以上のご事情をご理解いただき、請願を採択いただきますようお願いして補足説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ちょっとお尋ねしますけども、前回ですか、前々回、意見書の関係でみなし採択とかいうことがありましたね。ただ、案としてつけとった方が親切なのかなという気はするんですが、いかがでしょう。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 意見書案の提出は請願者からいただいておりますが、あくまでもこれは請願の願意を審査する、それに基づいて意見書を議会が作成するという手続きに変えたと思います。ですから、意見書案は資料で別途提出するようになっています。

以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） それが通常の形だとは思いますが、そうすれば、いった

らこの2項目が含まった中での意見書を議会として、みんなで叩いて作って、それをもし採択されればですね、そういう形でよろしいんですか。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） その通りだと思います。

○議長（松井 和行君） 他にございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、請願第2号は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、請願第2号は総務建設常任委員会に付託いたします。庵原委員長、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第28. 報告第24号

○議長（松井 和行君） 日程第28、報告第24号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 報告第24号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議会事件に該当しない契約について報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。予定価格が200万円以上の工事または製造の請負契約につきましては、一般会計が14件ございます。2ページ目をお願いいたします。先ほどの一般会計の続きと特別会計が1件でございます。次の3ページをお願いいたします。予定価格が100万円以上の委託契約につきましては、一般会計が21件、飛びまして5ページ目が特別会計として、今回該当はありませんでした。次に6ページをお願いいたします。予定価格が200万円以上の工事または製造の請負契約につきまして、事業会計については10件ございます。次の7ページには、予定価格が100万円以上の委託契約について、事業会計については6件ございました。

以上報告いたします。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。これ4ページですか。さとふるのポータルサイトの利用料、これが金額1,980万円あがっていますよね。これは課長の方から前、説明があったとき

には利用率12パーセントと言うことがあったと思うんですけども、それで逆算すると寄附金額が1億6,500万円ってなっとんですよ。逆算するとね。これ9月からですよ、確か。8月かな、9月からだと思うんですけど、この今の段階で直近でどのぐらいのこれ実績があるんですか。要は何が言いたいかという、1億6,500万円も本当にいくのかなと思ってね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） すみません。今、手元に数字がございませんので、後程、報告させていただきます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

---

#### 日程第29. 報告第25号

○議長（松井 和行君） 日程第29、報告第25号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば、監査委員にお尋ねください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 以上で、報告を終わります。

---

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。お疲れ様でした。

午後2時52分散会

---